

会 議 録 目 次

令和 7 年第 1 回海田町議会定例会（第 3 日目）

令和 7 年 2 月 6 日（木）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	一般質問		
	○小田久美子議員	･･	

令和7年第1回海田町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 令和7年2月4日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 2月6日（木）9時00分宣告（第3日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（16名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 白 井 政 志 | 2番  | 新 谷 知 紀 |
| 3番  | 石 橋 京 子 | 4番  | 西 田 誠 一 |
| 5番  | 玉 川 真 里 | 6番  | 小 田 久美子 |
| 7番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町 長         | 山 崎 真 紀 |
| 教 育 長         | 森 山 真 文 |
| 企 画 部 長       | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部 長       | 鶴 岡 靖 三 |
| 町 民 生 活 部 長   | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長   | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 長       | 木 村 生 栄 |
| 教 育 次 長       | 新 藤 正 敏 |
| 建 設 部 次 長     | 門 前 誠 司 |
| かいたブランド課長     | 石 田 順 也 |
| 資 産 活 用 課 長   | 久保隅 聡   |
| 財 政 経 営 課 長   | 倉 本 勇 登 |
| 総 務 課 長       | 中 村 修 介 |
| 防 災 課 長       | 宮 垣 将 司 |
| デジタル推進課長      | 富 田 誠   |
| 地 域 み ら い 課 長 | 山 田 長 秀 |
| 税 務 課 長       | 松 井 良 哲 |
| 住 民 課 長       | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 長   | 杉 本 幸 穂 |
| こ ど も 課 長     | 大 村 隆   |
| 長 寿 保 険 課 長   | 岩 本 宏 美 |
| 健康づくり推進課長     | 下 田 由香里 |
| 建 設 課 長       | 早稲田 誠   |
| 上 下 水 道 課 長   | 吉 川 寛   |
| 会 計 管 理 者     | 吉 本 真 人 |

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

3

午前9時00分 開議

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。また、議場内では、スマートフォンや携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切っていただくよう確認をしてください。なお、防寒のために膝掛け等の使用は許可しますので、あらかじめ御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。6番、小田議員。

○6番（小田） 6番、小田です。今回2項目にわたってお尋ねをさせていただきます。

まず1点目、父親の産後ケア等について。近年の共働き世帯増加に伴い、男性の育児参加が加速し、2023年には男性の育児休暇取得率が初の3割に到達しました。それにより、育児中の男性が産後うつを発症する問題が顕在化してきております。国立成育医療研究センターが2020年に発表した調査では、1歳未満の子どもがいる夫婦のうち、メンタル不調のリスクがある割合は父親11パーセント、母親10.8パーセントとほぼ同じでした。10人に1人は産後うつになるおそれがあるということです。このことから母子への支援だけでなく、母子を支える父親をどうケアをするかが課題だと考えます。産後うつを発症する原因は育児への不安や家族関係の変化など様々です。男性の場合、仕事との両立で調子を崩しやすく、特に真面目で優しく妻を大事にする思いが強い男性はより注意が必要だと、国立成育医療研究センターの竹原健二政策科学研究部長は述べられております。国や自治体には子育て中の父親を支援する仕組みづくりをお願いしたいとも言われております。具体的には、現在ある母親を支える様々なサービスに父親支援を上乗せするものも有効であると。そこで、海田町でも今ある母親支援サービスに父親支援を上乗せすることはできないでしょうか。

次に、産後ドゥーラについて。産後ドゥーラは産前産後の母親に寄り添い支える人のことで、妊娠出産による身体の変化だけでなくホルモンバランスも急激に変化するため、精神的にも不安定になりがちな産前産後の女性特有のニーズに応え、心身の安定と産後

の身体の回復、赤ちゃんの育児や新しい生活へのスムーズな導入を目的に、母親の気持ちに寄り添ったサポートを行います。このような産後ドゥーラの存在は、母親だけでなく父親にとっても大きな支えとなるのではないのでしょうか。しかし、現在、産後ドゥーラの人数が全国的にも少なく、広島県でも数名しかおりません。これでは産後ドゥーラの支援を必要としても行き届かないのが現状です。そこで、産後ドゥーラの資格取得の費用助成を行ってはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内） それでは、小田議員の質問に御答弁をいたします。

まず、父親の産後ケアについての質問でございますが、現在、父親に対する支援といたしましては、パパママ教室や家族講座等を実施し、育児に必要な情報提供や困り事などの相談に応じているところでございます。また、乳幼児全員を対象といたしました幼児健診や親子教室などの定期面談時やおむつ受渡しの際に家族の疾患や健康状態を確認し、必要な支援にもつなげてございます。こうした育児支援事業への父親参加は、年々増加傾向にあり、父親への支援の必要性は高まりつつあるものと認識をしております。このため母親だけでなく、父親の育児不安や負担を一層軽減できるよう、まずは母親のみを対象とした支援サービスである産後ヘルパーや産後ママの休憩室の利用について、父親にも拡充していくことを検討してまいります。

続きまして、産後ドゥーラについての質問でございますが、現在、本町の産後支援事業といたしましては、産後ケア事業や産後ヘルパー派遣事業を実施しており、一定のニーズを満たしているものと考えております。産後ドゥーラは主に首都圏等で普及しつつある比較的新しいサービスであると認識しておりまして、本町におきましては直ちに資格取得の費用助成を行うことは考えておりません。今後、資格取得希望者や利用者ニーズの把握に努めるなど、当該サービスの普及状況を注視し、併せて、他自治体の先進事例を調査研究してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田） それでは、再質問をさせていただきます。父親の産後ケア等についてですが、現在、父親に対する支援としてパパママ教室や家族講座等を実施してございます。このパパママ教室については産前の取組だというふうに認識をしております。この家族講座等とは具体にはどのようなことを指し示しておられるのでしょうか。

○議長（桑原） ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（北川）産後の家族講座についてですが、年間8回実施しております。お父さん、お母さん、お子さんと一緒に参加していただき、ベビーマッサージや触れ合い遊び、運動会などを行っております。また、その講座の中では子どもの発達についてや子育ての相談にも応じております。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）父親に限らず母親もそうですが、いろいろなイベントやこうした教室に出てこられる方は、およそ心配のない方かなというふうに考えます。こういったところに来られない方が産後うつになっていたり、なるおそれがあるのではないかなというふうに考えます。後の答弁に、おむつ受渡しの際に家族の疾患や健康状態を確認しというふうに答弁がございましたけれども、こうした産後うつやリスクがある方は、家庭に入ってみないとなかなか本質的なところは見えないのではないかなというふうに考えます。ですので、受渡しの際の対話であったり、ベテランの資格を持った方がそうしたときに接して下さるんだと思いますので、何か感じが違うなということは読み取れるのかもしれませんが、多くの方は自分が産後うつだという認識がほぼない方が多いのではないかなというふうに考えます。そうしたときに、この僅かな時間のこの面談では、リスクがあるないを全部酌み取ることができないのではないかなというふうに考えますが、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）ひまわりプラザ館長。

○ひまわりプラザ館長（北川）妊娠中からの面談やおむつ支給の際には、健康状態とか疾患について丁寧に聴き取りを行い、把握もしておりますし、全員を対象に生後2か月頃には赤ちゃん訪問を全戸、保健師が訪問しております。その際には1時間ぐらい時間をかけて丁寧に面談をし、家庭の状況を把握しておりますので、そういったところで家庭の状況というのは把握をしております。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）その家庭の状況というのは、恐らく母親が主ではないかなというふうに思いますが、今回出させていただいたのは父親の産後ケアについてですので、その点はいかがでしょうか。母親のそういった訪問によるケアはできても父親までは行き届いていないのではないかなというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）家族への支援というところで、まず妊娠されて、母子健康手帳を

取りに来ていただくところから、まずは、もしよかったら御家族でパートナーの方も一緒に来ていただくように促ささせていただいております。その中で、やはり一番、保健師のほうで面談をする中で伺いするのが、やはり家族のサポート、お父さんになる方のサポートがどの程度あるのか、それから経済的な負担がどうか、それから里帰り出産、その辺りも含めてしっかりと面談しているところです。その中で少しリスクがあるというふうに判断させていただきましたら、出産までもやはりいろんな教室のほうに家族で御参加いただくようにまずはさせていただいて、お母さんになる方が孤立しないような相談につなげております。その後、出産の場合にお母さんの孤立感が高い方については、産後ケアのほうにお勧めをさせていただきながら、家族のサポートがどの程度か、その辺りのところとお父さんの不安もあるかどうか聴き取りをしながらさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）今、答弁していただいたように、母親への支援は大分行き届いているかなというふうには思いますけれども、そこに父親も是非加えていただきたいという、今回の一般質問です。世の中を見てもそうであるように、今のお父さんが赤ちゃんを抱っこして散歩されている方もよく見かけますし、また、パパママ教室もほぼ御夫婦で参加をされておりますし、育児への男性の参加が当たり前になりつつあるのかなというふうに思います。そんな中で父親が育児をしなければならないといった義務感というか、にかられて、先ほど最初に読み上げたように、正義感が強かったり優しい方であったり、そういった方が産後うつになりやすいという側面もありますので、そこをどういうふうにサポートしていけるかというのがとても課題ではありますし、大変難しいところだろうというふうに思います。最後に、父親にも拡充していくことを検討してまいりますという御答弁をいただいておりますけれども、いつ頃から拡充を検討していただける予定なんでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）現在行っておりますヘルパーであるとか休憩室のほうについては諸般の様々な手続きのほうを行いまして、速やかに実施したいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）なるべく早いうちにさせていただきたいというふうに思います。

それに関連してではございますが、産後ドゥーラについて、町長答弁にもあったように、東京近郊でこれが今普及しつつあるというのは御存じのことかと思えますけれども、一番大きな違いは産後ドゥーラと、今ある産後ヘルパー派遣事業、産後ドゥーラにはできてもヘルパー派遣事業にはできないことは何か御存じでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） 産後ドゥーラさんなんですけれども、そうですね、特に助産師さんの意味合いを持った、ヘルパーさんは基本的家事支援なんですけれども、それに加えてお母さんにより高度な面で支援してアドバイスを رفتたりと、そういったことを行う方々と認識しております。

○議長（桑原） 小田議員。

○6番（小田） そうですね、全般的に産後ドゥーラさんはお母さんがしてほしいと思うことはほぼできるんですね。産後ヘルパーだと、今言われたように、限られているところなんです。このニーズに応えられるかどうかというところが不安を抱えておられる方にはとても重要なことではないかなというふうに考えます。そこで東京近郊なんかでは、核家族化が進んでいるので、共働きも増える中で産後ドゥーラの利用が促進されているのではないかなというふうに思います。東京都のあるところでは、無償で産後ドゥーラを使用することができたりというところもあるようです。この産後ドゥーラについては1時間3,000円であつたり、ちょっと高額なんです。それだけニーズに応えられるということです。この産後ドゥーラになるには75時間の研修を受けることも、調べていただいているかと思えますけれども、ここに大きな壁があつて、産後ドゥーラになりたいと思つても、時間の確保はできても費用も20万前後かかるんですね。なので、ここに助成をしていただければ産後ドゥーラも増え、ドゥーラを利用したいと思われる方にもサービスが行き届くのではないかなと考え、今回この質問をさせていただいたところです。これから、ますますこういったニーズが増えるのではないかなというふうに考えますが、本町ではどのようなお考えで、今後、この産後ドゥーラの取組について進めていくお考えなんでしょうか。

○議長（桑原） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川） 産後ドゥーラの内容のほうも、この度、御質問いただいて非常に素晴らしいサービスで、確かに出産後というのが母親にとって、かなり、自分では分からず、すごく気持ちが落ち込んでしまつたりというような状況の中で、やはり現状にお

いて、なかなか祖父母の支援が受けられなかったりという方も多い中で、こういう制度が、サービスなども広がってきているのかなというふうに思っているところです。本町におきましては、現在、子育てのヘルパーと、それから助産師による産後ケア、アウトリーチ型で実施をさせていただいております。やはり、今言う、その産後ドゥーラを半分ずつといいますか、ヘルパー部分とお母さんへのケアというところで、産後ケア、助産師のアウトリーチを併せて実施させていただくことで、一定程度の対応はできているのかなというふうに思っているところです。ただ、議員さん言っていたところのこのようなドゥーラというサービスが広がりつつあるというところを受けまして、しっかりと情報は確認しながら、本町に今、現状でこういう二つの制度を実施しておりますが、足りない部分についてカバーできるようにまずはしながら、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）大変いい答弁をいただいたんですけれども、産後ドゥーラさんが言うには、今の行政の取組だとお母さんには指導は要らないと、支援が必要なんですというふうに産後ドゥーラさんはおっしゃるんです。助けてほしいと思っているのに、ああよ、こうよという指導は要らないんですってというふうに言われるんです。この産後ドゥーラさんは、時間もお金もかけて資格を取得された方なので、本当にその家庭に入り込んでしっかりと支援をしてくださる、そういう方が資格を取得されております。現状厳しいことは私も理解をしておりますけれども、でも、今できるところでできるだけ支援はしていただきたいなというふうに思います。今、部長が答弁してくださったように、それらに対応してくださることなので、今後もしっかりと困っておられるところに手が差し伸べられる行政運営であっていただきたいなというふうに思います。大きな町ではできないことも、コンパクトなこの海田町ならではの、できることがまだまだあるのではないかなというふうに考えますが、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）本町ならではのところで、現在、保健師による全戸訪問、赤ちゃん訪問、それから様々なネウボラによるサービス、その辺りを今言っていた指導ではなく、しっかりと母親父親の思いを受け止めながら、その家庭に応じたサービスをまず御案内させていただきながら、しっかりと切れ目なく相談に応じる。それから、子育ての、やはり孤立感、孤独感がないようにしていくことが重要だと思っております。

ので、今日いただいた産後ドゥーラの制度も含めまして、先進事例をしっかりと注視しながら、本町にできる取組はスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長（桑原）小田議員。

○6番（小田）そのように今後も取り組んでいただければというふうに考えます。私も皆さんもオレンジリボンをつけておりますけれども、これは児童虐待防止を推進するためのオレンジリボンです。産後うつも産後ドゥーラもそうですが、一番恐れるのは、父親、母親のなくなるということもそうですが、一番は子どもに危害が及ぶということが一番恐れなければならないことだと考えておりますので、子どもたちが保護者のもとで健やかに育てられるように、また、町全体で大事な子どもたちが育てられるような行政運営を今後もお願い申し上げて再質問を終わります。

○議長（桑原）8番、大江議員。

○8番（大江）8番、大江です。今日は大きく1点について質問させていただきます。歩道整備と段差の解消について。海田町を走っている基幹道路は、矢野海田線のはなみずき道路を先駆けに、サミットによる2号線整備や東広島バイパス高架下などの整備により、走りやすいきれいな道路が完成しています。それに伴って歩道も広く、自転車と歩行者がぶつかることなく通行しています。しかしながら、そのほかの歩道はどうでしょうか。穴が空いていたり、斜めになっていたり、でこぼこの高低があったりして歩くときでも転びそうになります。まして、自転車、シニアカーなどを利用している人にとって、危険な歩道としか思えません。特にシニアカーや介護付きの車椅子の方が歩道の狭さや歩道の傾斜、歩道と歩道との段差などで大変苦労しています。介護付きの車椅子利用者の方は段差のところで1度車椅子から降り、介護者の方が車椅子を段差から上げた後、車椅子に座るといったことを行っているとのこと。シニアカー利用者も道路整備により、いつも通う病院へ行く歩道の上がるところが盛り上がり、なかなか上れないと悩んでいました。昨年、海田東小学校の児童が授業で車椅子を体験し、自分たちではそんなに高いと思わない段差でも車椅子に乗るとなかなか段差が上げられなかったと、学習会で発表していました。また、先日の新聞にも同じような、40代ぐらいの方の投稿が載っていました。私も、たったこのくらいの高さでも大変なのだと、現場を見て痛切に感じさせられた次第です。これから高齢化社会を迎えるに当たり、シニアカー利用者や介護付き車椅子を利用される方がますます増えてくると予想されます。そこでお尋ねし

ます。１点目、狭くて傾斜のある歩道や上がりにくい段差のある場所の調査をしてはいかがでしょうか。２点目、調査と並行して、確認ができる危険な歩道からの整備をしていく考えはないでしょうか。３点目、シニアカー、介護つき車椅子利用者への安心歩道マップを作成する考えはないでしょうか。以上、質問いたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）それでは、大江議員の質問に御答弁いたします。歩道整備と段差の解消についての質問でございますが、１点目の段差のある場所の調査につきましては、道路舗装の修繕計画を見直す際に、合わせて現地の状況を確認してまいります。２点目の危険な歩道の整備につきましては、地元要望や調査により危険な状況が確認された場合は適宜修繕してまいります。３点目の安心歩道マップの作成につきましては、町内には国道や県道もあり、関係機関との調整が必要なことや、古い街区や住宅が密集したエリアにおきましては、そもそも歩道を設置するだけのスペースがない箇所も多く、現在のバリアフリー基準を満たした歩道のネットワーク化は困難な状況でございます。こうしたことからシニアカーや車椅子利用者向けのマップを作成することは考えておりません。今後、歩道を整備する際には、可能な限りバリアフリー基準に準拠することとし、その整備状況は町民の皆様に周知してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○８番（大江）道路舗装の修繕計画を見直す際に、合わせて現地の状況を確認と書いてありますが、道路舗装の修繕計画、見直すというのは、これはいつ頃に見直すのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）こちらは全町的なものについては５年程度に１度というところで、今現在、今年度やっておるところであります。ただし、そうは言いましても、年次的に見直しが必要になりますので、それについては各年度ごとにそういったところの調査をして見直しを図っているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○８番（大江）５年に１度で今年度ということなんですけど、これは全町のいろんなところの見直しを全部やられているのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）こちらの調査につきましては、今年度につきましては大がかりなも

のですから、全ての町道について舗装の状態を、国交省が出した調査基準に基づいて調査を今進めているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）地元要望や調査により危険な状況が確認してありますけれども、適宜修繕というその適宜修繕が継ぎはぎだらけの修繕って言ったらかかしいんですけども、そういう感じになりますから、でこぼこができてたりするんで、やはり、適宜修繕でポチポチじゃなくて、やはりその辺周辺を平らにするとか、修繕する場合にそういうことも考えられませんか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）議員さんおっしゃられるそういう修繕につきましては、広い歩道、いわゆるこの役場の前の県道みたいに広い歩道では車道と歩道との段差を解消するための距離、これがある程度稼げるため、緩やかな勾配に調整できますが、幅員の狭い歩道、特に水路を蓋がけしてできたような歩道につきましては、段差を解消するための十分な距離が取れませんので、この部分的な修繕で行うしかないということで、そういった部分的な修繕しかできないのが現状でございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）歩道の、今言われたように、水路の蓋がけとかそういうところは仕方ないんですけども、広いところもありますよね。狭いところは仕方がないにしても、広いところをきちっと整備すれば、シニアカーや車椅子の方はここは通れるって、自ら自分たちでどこかへ行くときに、自分たちで通れる道というのを確保していくと思うんですが、今、狭いところのスペースがない箇所というのをバリアフリー基準を満たしてないということですけども、満たしているところもあると思うんで、まず、そこから少しずつ整備をしていくことによって、やはり通れる道というのが車椅子やシニアカー、それからベビーカーにしても、そういう道を自分たちで確認して通るようになるんじゃないんでしょうか。それはどうでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）すみません、私のちょっと理解力があれですが、バリアフリー基準を満たしているところにつきましては、そういった形でバリア基準に準拠した整備がなされているものと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○８番（大江）今言ったのは、基準がどれだけの基準か分かりませんが、やっぱりある程度国交省のですね、その基準じゃなくても、本当に狭いところ、例えば蟹原のところなんかはもう全然、人が通るのもやっとの狭さですけども、そうでないところは結構皆さん利用しているわけですから、バリアフリーのスペースがないとかじゃなくって、やっぱりできる限り、狭いところでもシニアカーだけじゃなくって、ベビーカーを押していったりとか、そういう介護の方が押していったりする、そういうところも、やはり整備も必要があると思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）おっしゃられる修繕が可能な場所については、そういう場所が見つかり次第、適宜修繕してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○８番（大江）それから、歩道と歩道の段差ですよ、本当にこうぺたっと道路面にないと、車椅子を上げるときに本当に上がりにくいんです。実際、自分も体験しましたけども、例えば年の方、シニアカーで、シニアカーじゃなくて介護つきで、後ろから人が乗ってて、車でこうずうっと押していったら、もう、見て、え、こんだけというような段差でも上がりにくくって、かといって足をこう押してぴっと上げたら、乗っている人ぷっとひっくり返るというような、そういうこともあったので、そのところはしっかり調べて、このくらいって、自分の目で見てこのくらいの二、三センチでも、やっぱり押す方には相当な労力が要るんですよ。ましてや、若い人はそれが何とかなりますけども、年寄りの方が老老で介護して押していったりすると、ますます上がりにくい。だから、斜め向きに遠回りこうこうこうこうしながら上がっていくという現状が、やっぱり見られるんですよ。ですから、その一番段差のところをしっかりと見ていただいて、横断歩道なんかも、特にこう下りるときなんかちょっと段差があると、それが本当に上がりにくい。だから、普通の人から考えられないような高さでもシニアカーとかいうのはなかなか難しいところにありますし、ベビーカーもそうですけども、とにかく車輪のついたものをするのは、そういうところの段差をしっかりと見直して、ここを低くしようとかそういうところは調査をする考えはないでしょうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）先ほど来、課長が説明しておるんですけども、このバリアフリーの基準というのも年々変わってきております。海田町が整備する際には最新の基準によっ

て整備をしておりますので、昔のものについては、どうしても昔の基準ですので、大江議員が言われるように段差がちょっと高めになっていたりするんですけれども、最近、整備したものについてはそれが緩和をされておるんですが、現在のバリアフリー基準でも車椅子の方だけではなくて、目の不自由な方が杖をついて歩かれる際に、歩道と車道の境を発見するために最低でも2センチから3センチの段差は設けなさいという基準がございますので、どうしても段差は残ります。そういった、これまでの経緯がございますので、その段差があるところというのはどうしても町内にたくさんございますので、建設課長が申し上げましたように、その点検であるとか御要望があったところは、まずは物理的に可能かどうかというのも当然ございますので、可能な部分については適宜やってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）この度、なぜこのような質問をしたかと言いますと、今から団塊世代の方が75歳以上になります。そうすると、やはりたくさん歩くのは無理なんだけれども、ちょこっとなら歩けるという方がこういうシニアカーとか利用して外へ出ていく。それがないと、家の中に閉じ籠もってしまう。ですから、いきいきポイントで、はい、外へ、皆さん高齢の方はなるべく外へ出て活動しましょうって言ったときに、このシニアカーを利用することで、そこまでは歩いていけないけれども、そこへ行ったら100歳体操もできますよとか、そういう将来的に高齢になったときに活動範囲がこのことによって広がっていくのではないかなと思って、私はこのような質問をさせていただいたんですけども、できましたら、障がいのある方にも優しいまちとして、自分たちが自分たちの行動できて、行動というんですかね、自分たちで人の力をあまり借りずに最後まで自分たちで行動できるような、そういう体制を海田町でもつくれたらいいなと思って質問しました。以上で終わります。

○議長（桑原）3番、石橋議員。

○3番（石橋）3番、石橋です。本日は大きく3項目について一般質問させていただきます。

1、マイナンバーカードのマイナ保険証としての導入後について。マイナンバーカードは住民の申請により市区町村が発行していますが、カードの取得は義務ではありません。2016年から発行されたマイナンバーカードは、令和6年12月2日から保険証をマイナンバーカードの中に導入されました。これはマイナンバーカードの健康保険証利用の

ことですが、通称マイナ保険証と言われています。しかし、12月2日に健康保険証の新規発行が停止して以降、トラブルが相次いでおり、行政の姿勢が問われています。デジタル庁の把握では、名前や住所表記トラブルが361件やカードリーダーの接続の不具合など報告されています。そこで、海田町の利用率、どのようなトラブルが起きたか、それはどのように対応してきたか、今後、トラブルに対してどのように対応していくのかをお伺いしたいです。登録者は何人で何パーセントですか。導入するに当たり、混乱はなかったですか。修学旅行や遠足などでは、今までは保険証のコピーを預かったりしていましたが、今後はどのように対応の予定ですか。停電時の場合の取扱いはどうされますか。災害のときの対応はどのようにされますか。転入・転居の場合の取扱いはどうでしょう。国民健康保険証から社会保険へ変更になった場合の手続きはどのようにされますか。このようにマイナ保険証について質問を多岐にわたるようにさせていただきましたが、住民が質問に来たとき、本人がいろいろな課に移動し、渡り歩かなくても一本化した部署で対応することができるかをお答えいただきたいです。

大きく2番目、新庁舎になって。1番目、庁舎までの順路について。新庁舎になり、行き着くのに迷路のようだとされています。2号線から日の出交差点手前の入り口、31号線からも明神町左折の入り口の指示標識がないため、問合せがあります。特に、日の出交差点手前入り口はラミネートされた、やくば→が掲示してあります。これは路地に入り込む迷い車両のために、近くの住民がわざわざ掲示したものです。いつまで経ってもそのままになっていることに、掲示してくださった方の善意が見過ごされているのではないかと思います。役場の順路対応は今後どのようにされるのですか。2番目、1階受付について。受付職員の対応は本当に優しく丁寧ですが、閉庁まで対応できておらず、職員の閉庁までの受付対応の連携はどのようになっていますか。3番目、1階フリースペースです。住民の複数利用者のある1階フリースペースは、好評で、どのくらいの利用者があり、利用者の多い時間帯や多い曜日の把握はできていますか。4番目、授乳室・1階トイレについてです。1階に授乳室がないため、土曜日に乳児とともにフリースペースを利用している方は、もし案内があればですけど、2階の授乳室を利用しなければなりません。しかし、土曜日はエレベーターも動かず、大きな荷物を持ち移動しなければならず、弱者に優しい庁舎とは言えません。1階トイレも奥にあり、新しく訪れた方は指示が見えにくく、正しく行けない状態にあります。1階授乳室と、はっきり見える1階トイレ指示図の必要性があると思います。いかがですか。5番目、エレベーター

ターについて。2か所あるエレベーターのうち、1か所は弱者優先マークが必要と考えます。これは庁舎のみだけでなく、エレベーターのある場所は見てすぐ分かる弱者優先マークが必要と思いますが、いかがですか。

大きく3番目、竹野内町長にまちづくりを問います。海田町は歴史のあるまちです。戦争や原爆の被災が少なかった町で、1956年、昭和31年9月30日に海田市町及び東海田町が合併し、海田町として新たにスタートを切りました。竹野内町長は町長になり1年4か月が過ぎ、どのようなまちづくりを考え、施行していこうとされておられますか。コラムでは活力ある町、センスの良いまちと言われておられますが、具体的には何を示し、どうすれば活力が上がり、センスが高められるとお考えでしょうか。また、町長は企業やAIにより海田町の全体を把握されようとしているように思われますが、ここに住民の声は反映されているのでしょうか。AIでセンスを見つけることができるのでしょうか。選ばれた一部の方々の声になってはいないでしょうか。私は40代ぐらいから海田町のまちづくりに関わり、この町の穏やかな人々の活動と人の流れに注視してきました。海田町はどこからでも拠点に東西南北を車では10分くらいで行ける利便性があります。このことから全体を見渡したとき、必要なのは循環型で流れのあるまちづくりと考えます。動く町をテーマにすると、一極集中ではなく流れのあるまちづくり、人づくりを考える必要性を感じます。東西南北の豊かな自然、川、山を生かし、誰もが海田町に行ってみたい・住んでみたい・関わってみたいと思える活動的なまちづくりを創造できないでしょうか。そのためには人づくりが必要と考えます。魅力あるまちづくりのため、人の発掘から人材を蓄え、町民自らいろいろな提案をすることで、我が町への提案として弾みがつくのではないかと考えます。これこそシビックプライドです。企業任せにせず、海田町の住民、学生、学童、まちづくりの専門家を集め、海田町ならではのまちづくりのお考えはありませんか。時間と手間をかけ、海田町の未来を語る場を設けることはされませんか。以上、お答えいただきたいと思います。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）石橋議員の質問の1点目の学校行事に関する部分につきましては教育委員会から、それ以外につきましては私から御答弁をいたします。

まず、マイナ保険証についての質問でございますが、一つ目の海田町国保被保険者のレセプト件数に対するマイナ保険証の利用割合は、令和6年11月診療分で31.4パーセントでございます。二つ目のトラブル発生の有無につきましては、現時点で町内医療機関

等でのトラブル事案の報告は受けておりません。三つ目の令和6年11月現在の海田町国保被保険者のマイナ保険証登録者は2,668人、65.8パーセントとなっております。四つ目の導入時の混乱につきましては、令和6年12月2日以降の保険証の新規発行停止に関するお問合せが数件ございましたが、いずれの問合せにつきましても、対応した職員の説明に御納得されており、特段混乱は生じてございません。五つ目の停電時の取扱いにつきましては、停電等によりカードリーダーを使用できない場合におきましても、10割負担とならないよう、国において対策が講じられております。具体的にはマイナンバーカードと併せて、資格情報のお知らせ又は自身のスマートフォンでマイナポータルの資格情報画面を提示する、被保険者資格申立書を記入するなどの方法がございます。六つ目の災害時の対応につきましては、以前から、大規模災害の発生時におきましては、保険証を紛失又は自宅等に残して避難された方であっても、氏名や生年月日、加入している医療保険者の情報等を伝えることにより医療を受けることができるよう国において対応されており、今後も同様の措置が講じられるものと考えております。七つ目の転入・転居の場合の取扱いにつきましては、マイナ保険証をお持ちの国保被保険者には新しい住所へ資格情報のお知らせを御送付いたします。八つ目の国保から社会保険に変更する場合の手続きにつきましては、これまで同様、国保の脱退手続きが必要になります。なお、この手続きの際には、新規に加入された社会保険の資格確認書、または資格情報のお知らせを確認させていただいているところでございます。九つ目のマイナ保険証に関する窓口のワンストップ化につきましては、現在、窓口において特段混乱が生じているわけではございませんので、これまで同様、一般的な問合せにつきましては住民課で受け付け、ほかの制度に関するものがございましたら、その担当課を御案内するなどして、引き続き丁寧な対応を心がけてまいります。

続きまして、新庁舎についての質問でございますが、1点目の庁舎までの順路につきましては、国に要望してまいりましたところ、来年度以降、国道部分の案内看板を一部設置していただけることになりました。なお、町道部分につきましては、今年度中に対応してまいります。2点目の1階受付につきましては、現在、16時半以降は2階に誘導する表示物により対応をしているところでございます。新庁舎が開庁して1年以上経過したこともあり、特段問題なく運用できているものと考えておりますが、デザイン上の工夫により視認性を向上させるなど、より分かりやすい案内表示を検討してまいります。3点目の1階フリースペースにつきましては、町民の皆様に自由に御利用いただいでい

るため、正確な人数は把握をしておりませんが、ロコミ等により日を追うごとに増加していった印象を持っております。1階の町民交流スペースは時間帯を問わず幅広い世代が御利用されており、特に学校の放課後となる夕方の時間帯には児童生徒を中心ににぎわっております。また、多目的室を利用した自習室につきましては、若年層を中心に利用されており、特に学生の試験前や土日、長期休業時には遅い時間まで御利用をいただいているところでございます。4点目の授乳室・1階トイレにつきましては、まず授乳室につきましては、現在、休日にも自由に出入りできる1階フリースペースへの設置は他の諸室との関係やスペースの確保の面から困難であると考えております。次に、1階トイレにつきましては、正面入り口から入って風除室からも見える位置に表示がでございます。また、利用者アンケート等でも苦情は特にございませんので、特段問題なく運用できているものと考えております。1階フリースペースは、土日は職員を配置していない中で利用者の皆様の御理解、御協力の下で開放することができております。引き続き利用者の皆様のお声もお聞きしながら、町民の皆様の第三の場所になるよう取り組んでまいりたいと考えております。5点目のエレベーターにつきましては、町の施設のエレベーターはベビーカーや車椅子の利用者など移動に支障のある方の優先を想定して設置してございます。現在はいずれの施設におきましても、皆様の御理解もございまして、譲り合って御利用いただいております。通常は混乱なく運用されているものと認識しているため、ステッカー等を貼り付けて表示することは考えておりません。今後、議員御指摘の表示が必要な状況になった場合は対応について検討してまいります。

続きまして、まちづくりについての質問でございしますが、1点目の活力ある町やセンスの良いまちにつきましては、良い建物を造り、良い取組を実施し、良い環境を整えていくことによりつくられていくものと考えております。現在は右肩上がりの時代が終わり、正解モデルのない複雑な時代でございます。これをやればこんなまちになるということはありません。脈々と息づく海田町の歴史や文化をアイデンティティとして、ハード・ソフト両面のまちづくりを展開するに当たり、海田らしさを表現していくことが大事であるというふうに考えております。海田町は活力がありセンスの良いまちだと町内外から評価いただけるよう、建物や取組、環境の全てがバランスよく高い次元で調和するまちづくりを進めてまいります。2点目の企業の活用につきましては、民間サウンディング調査や公共施設ネーミングライツの導入などは、民間の持つ知識や経験などのリソースを活用できないか検討しているものでありまして、当然ながら、民間企業に全て

を任せるものではございません。また、A I はデジタルによる業務の効率化を図るツールであり、それ自体に何かを委ねるものでもございません。第5次海田町総合計画の後期基本計画の策定につきましては、一部業務を民間企業に委託はしますが、委託する内容は人口推計やデータの収集が主であり、本町の具体的な施策の方向性や取組の内容は住民やまちづくりの専門家が参画するまちづくり推進委員会で検討してまいります。また、議員御指摘の海田町の未来を語る場につきましては、私自身、目的を持って実施するのであれば大きな意味があるものと考えております。こうした中、令和7年度に後期基本計画を策定することとしておるため、この検討プロセスの中でそうした機会を設けてまいりたいというふうに考えております。

それでは、石橋議員の質問の1点目の学校行事に関する部分につきましては教育委員会から答弁を差し上げます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）石橋議員の質問に御答弁いたします。マイナ保険証としての導入後の対応についての質問でございますが、修学旅行や遠足などは紛失のおそれがありますので、マイナ保険証の導入前から保険証の写し等を学校は携帯をしておりません。マイナ保険証についても同様の取扱いといたします。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）それでは、再質問させていただきます。マイナンバーカードについてなんですけれども、今、答弁の中に、マイナ保険証の利用率は11月診療分で31.4パーセントとなっていますということですが、このマイナンバーカードを今お伺いしますと、65.8パーセント登録者があるというふうに聞きましたけど、34パーセントの人が入っていない。なぜ、この34パーセントの方が入っていない、また利用していないというこの普及していない理由はどこにあるとお考えでしょうか。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）マイナ保険証登録されていない方であるとかマイナ保険証を医療機関等で利用されていない方のその理由ということなんですけれども、マイナンバーカードをそもそも持っていない方というのもいらっしゃいますし、マイナンバーカードを持っておられてもマイナ保険証にひも付けをされていない方、マイナ保険証登録されていた方がその登録を解除された方というのもちょっといらっしゃいまして、それは1月末時点で9件ありました。その方はマイナ保険証で受診しないためというような理由でそう

いう申請がございました。過去、マイナンバーカード、マイナ保険証に関してはちょっとトラブル事例が報道されたこともあり、ちょっと不信感を持たれている方というのもしらっしゃるかとは思いますが、現在、基本的にはマイナ保険証の利用をしていただくということで、そのような御案内もさせていただいております。ただ、当然ながら義務ではございませんので、そういった方には資格確認書を発行しまして、医療機関は今までどおりと同じように受診できるということも同時に御案内しておりますので、特にマイナ保険証とか使わなくても、医療機関の受診ができるということで継続して、そのまま受診されているかと思われます。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）私が調べたところですが、普及しない理由として、やはり今どうして、理由をお伺いしたんですけども、登録していないとか、マイナンバーカードを作っていないとかというような内容でしたが、普及しない理由としてデジタル庁で3大理由と捉えているのが、情報流出が怖いということが35.2パーセント、申請方法が面倒だという人が34.4パーセント、カードにメリットを感じないという人が31.3パーセントおられると。厚生労働省では保有者2,000人にアンケートをとったんですが、個人情報まとまって管理されることが不安だという方が約40パーセント、持ち歩いて紛失したら38.4パーセントというふうになっておりまして、やっぱり普及しない理由というところはちょっと捉まえていかないといけないんですが、町としてはマイナンバーカードに保険証を導入、全員がしてほしいと考えておられるんですか。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）まず前提として、マイナンバーカードの所持、マイナ保険証へのひも付けというのは義務ではございません。それはもう御本人様の意思によってしていただくということで、町のほうから押しつけるものではございません。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）分かりました。では、マイナンバーカードの保険証登録というところなんですけれども、このマイナ保険証の役場として利点というものがあると思うんです。ここはどのように考えておられますか。それを町民に向けて、マイナ保険証、それからマイナンバーカード、この利点がこんなところにありますよと示したりは、広報などでなされませんか。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）マイナ保険証の利点でございますが、保険の移動、社会保険から国保になった場合とか逆の場合、今までですと社会保険に入られても保険証ができるまで、やはり数週間から1か月ぐらい時間かかっていたものが、マイナ保険証の場合はもっと早く資格の確認が適正に行われるということがございます。あと、窓口で高額な医療にかかったときも限度額認定証を別で申請しなくても、その場で高額療養費の計算がされるというメリットがございます。そのような案内は切替えの時期であるとか、広報等をさせていただいております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）継続してやっぱりマイナンバーカードが普及できるようにしたいと国では話しておられますけれども、これは、今言ったように、取得は義務ではありませんので、ただ、利用についての利点というものをやっぱりきちんと表現するということは大事なことです。広報などで表現できたらよろしいかと思います。それから次に、停電時の取扱いとか病院などで、マイナ保険証が使われない使いにくい、病院側が全然使えない場合があるんですね。保険証を出してくださいというふうに言われまして、保険証で、資格証ですか、そういうものを出してもらえということなんですけども、これは同時に来ているわけじゃないので、資格証明書というものはこれからも発行されるんですか。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）まず、マイナ保険証をお持ちでない方には、今、国保の場合は7月末で期限が切れますので、その前までに資格確認書というものを御自宅に郵送でお送りします。マイナ保険証をお持ちの場合でも、申請によって資格確認書は交付できますので、もし医療機関等で御必要であるということであれば申請に来ていただければと思います。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）そういう情報をやはりきちっと分かるように示していただければと思いますので、そこのところは広報、またホームページなどで表現していただきたいと思います。それから、マイナ保険証に関する窓口のワンストップ化には、現在、窓口で混乱が生じてないということをおっしゃいましたけれども、今後も住民が、今、私はいろんな質問をさせていただきましたが、本人がいろいろな課に行って渡り歩かなくても、一本化した部署で対応することができるというふうにおっしゃいましたが、それは大丈夫で

すか。もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）まず、マイナンバーカードに関する一般的な御質問等につきましては、住民課で対応しております。ただ保険の関係になりますと、後期高齢者の方だと、やっぱり長寿保険課、社会保険になりますと、やはりお勤めの会社等に尋ねていただく必要がございますので、その旨は丁寧に御説明して御案内したいと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）そこをお伺いしたかったんです。やはり、行って、そのマイナンバーカードを持って行っても、あっちに行ったりこっちに行ったりしないといけないというその不安感というものがあって、住民さんの不安を取り除くことがやはり大事なのではないかと思っておりますので、丁寧な対応を今後も続けていただければと思います。

次に、庁舎についてですが、1点目の庁舎までの順路は国に要望し、国道部分の案内板を来年度以降設置していただけることになりました。ほかの議員さんもそういう話は出ておりましたけれども、町道部分が今年度中に対応していただけるということはとても大事なことだと思います。やはり、呉線のほうから来たときに、明神町という交差点のところで左に折れたらすぐ真っすぐ庁舎のほうに向かって行けるにもかかわらず、真っすぐ行ってどこに行ったらいいのか分からないとぐるぐる回って、また裏の町道、ひまわり歯科ですか、そこのところまで行ってしまっ、また細い道路を出てぐるぐるぐるぐる回っていたという事例があったものですから、今回こういう話をさせていただいたんですが、やはりこういうふうに、分かりやすい、庁舎がどこにあるのか分かりやすいという、道路にちょっと隠れて分かりにくいものですから、ここは大事なところだと思いますので、新しく来た方が順序が迷っていかないように、そこのところは御検討をお願いいたします。2点目の受付についてなんですけれども、受付は4時半以降は2階に誘導する表示物というふうに書いてありますけれども、これどこに行ったらいいんですかと、1階の住民センターですかね、あそこに行って、聞いている方を見かけたり、それから、分かりにくいんですね、その表示も。はっきりと書いておく必要があると私は考えますが、いかがですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）議員の御指摘もありましたので、表示物が分かりやすいように、視覚的によく捉えられるような形での工夫を施してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）そのように願います。それから、よその市町に行きますと、受付は何時から何時までここで対応しております。ここ以降は2階のほうにお上がりくださいという時間をきちっと明記して、受付の担当者がいない時間はこのような手法をきちっと取っておられる。いないから勝手に2階上がってくださいというような分かりづらいやり方をするものですから、初めて来られた方は右往左往して、あっちに行ったりこっちに行ったりしているような現状があるということを理解していただかないといけないと思うんですが、そういう表記もきちっとされますか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）現在表示させていただいております内容の中に、ただいま席を空けておりますので2階以上をお願いしますという案内しております、更に2階以上にどういう課が配置されているかというところも表示はしておるところなんでございますが、見えにくいということもあろうかと思っておりますので、よく見えるように何らかの工夫をしたいと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）フリースペースについてなんですけど、学生や学童の時間帯もあって、それぞれ示すマナーがちょっとそこら辺のところは個々の考え方であるとは思いますが、やはり、マナー、ここでは皆さんが使っている、わざわざ書く必要性はないかもしれないですけども、提示するとか、飲食はどんなのかとか、飲食ができるなら飲食できますとか、またそういうところもきちっと示す必要性があると思うんですね。今、町長がおっしゃったように、学生や学童がたくさん来られていて、住民の方が来たときに座るところがないなと思って帰られる人を見たりしておりますが、とても有効に使われている場所であるというふうに考えます。ですからこそ、お互いのルールを示す時期に来ているのではないかと思います。そこら辺のところはどのように考えておられますか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）議員の御心配もあろうかと思えますけれども、あくまでもフリースペースとして皆さんにそれぞれの思いでそれぞれのやり方で使っていただいておりますので、その自由に使っていただけるというところは大切にしながら、皆様の御意見も伺いながら対応していきたいと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）自由の中にもやはり決まり事というものはきちっと示さないといけないと私は考えますが、そこら辺のところはどのように考えられますか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）御利用者の皆様の御協力もありまして、大きな問題が、例えば閉めなきゃいけないとかいうような問題もなく使っていていただいております。現状においてはそうやって協力してくださっている方々のルールを守ってくださっている姿を大切にしたいと思いますので、今、殊さらにこういうルールでというのを表示する考えはありませんけれども、もし今後そういった問題とか御意見、マナーが悪いとかいう意見がありましたら、それに耳を傾けて対応していきたいと思います。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）そのように願います。1階に授乳室のスペースがないために、それが利用できない、やはりフリースペース、トイレを利用したいとかそういうふうに思っただけで、授乳室がないためにちょうど警備員さんがおられたりして、2階への案内があったりしたら行かれるかもしれないんですけども、庁舎の中に1階に授乳室がないというところは大きな問題だと私は考えますが、いかがですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）1階のフリースペースにつきましては、町長答弁にもございましたけれども、ロコミ等によりまして、今多くの方々にいろんな使い方をしていただいておりますので、こういったフリースペースとして使いたいというところがございまして、これらのスペースを縮小して授乳室を設けるということはちょっと現在のところは考えておりません。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）この近くにちょっとした休憩室とかいうものも少ないですので、やはり庁舎の中を利用して、妊産婦の方が来られたり、また授乳したいと思っただけで来られたりする方もおられますので、そこら辺のところの配慮というものは、庁舎だからこそ必要ではないかと考えるんですが、いかがですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）そういった配慮という面もあろうかと思いますが、逆に職員を配置しない中で皆様マナーを守って活用していただいております。個室での利用等にも

なりますので、危機管理上の面からも、またスペースの面からも授乳室については現在設置することは考えていない状況でございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）設置しないということなので、今後また、そういうことが見受けられましたら、私はまた言うかもしれませんが、やはり弱者優先の庁舎であってほしいなというふうに思います。また、エレベーターについても優先マークをつける必要性はないというふうにおっしゃいましたが、ほかの新しい庁舎に行きますと、優先マークがついているところが多いんですね。なので、そこら辺のところも加味して私は申し上げたんですけど、シールを貼るだけなのになぜそれができないんですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）役場だけでなく、町内のエレベーターにつきましては、そもそもベビーカーですとか車椅子を御利用の方はじめとする移動の支障にある方を優先で利用していただくことを想定して、合理的配慮の考え方のようなところで設置させていただいております。利用者の方々皆様譲り合って使っていただいておりますので、現時点においてはそういう表示をするということは考えていないものでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）こういう時代だからこそちょっと不安定な時代で、皆さんが、こんなこと言っちゃいけませんけれども、やはり弱者優先というマークをつけるだけなのに、なぜそこへ必要ないというふうに考えられるんでしょうか。私は理解ちょっとできないんですが。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）優先マークでございますけれども、町長答弁にもありましたとおり、当然にそういう方の利用を想定して設置したもので、庁舎を利用させていただいている方もそういう意識を持って使っていただけているんだろうと思います。特に、あえてしなくても自主的にと言いますか、自分の気持ちでそういう困った方がおられればその方を優先して使っていただいているというような運用を、今されておりますので、現時点において、特段にそういったことをする考えはございません。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）バスに乗っても優先マーク、電車に乗っても優先マーク、優先マークなぜそれをつけているのか、その理由があると思うんですね。やはり、今の時代、弱者に対

する、こういうふうに海田町は思っているんですよという表現であると思うんです。ここは大事なところじゃないかと思うんですが、つけるのが必要ないというのはちょっと私は考えられないですね。町長はどのように思われているんですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）先ほど来、答弁申し上げておりますように、そもそも役場に設置しているエレベーターであったり、いろんな施設というのは、どなたでも使っていただけるようにということで設計しております。それと優先マークがなぜいろんな施設で使われているかということにつきまして、まず我々の認識を申し上げておきますと、例えば、エレベーターの場合、高層階のビル、10階以上とか高いビルとなると、エレベーターを待つ時間がどうしても長くなります。こういったときにたくさん乗られているエレベーターを何度も見送るというようなことがある。例えば、デパートであったり公共施設であっても、大きな市役所などの高いビルとかであると、なかなかベビーカーを持って乗ろうと思っても乗れないというようなケースがある。そのためにこのエレベーターだけはこういう方を優先して、ほかの方は降りてくださいねという表示だというふうに認識しております。電車の優先マークなどもそういったものだと考えております。一部、例えば、以前に、この車両というか、この電車は全て、この電車のシートは全て優先席ですよと、これ当然ですよというようなことを表明された鉄道会社もあったというようなニュースを聞いたことがあります。本町としても全くそのような考えですし、本町の場合、まだ4階建てということで特に急いでおられる、すごく皆さんがたくさん、多くの方が乗って混雑するということもございませんので、当然にそういった方、ベビーカーが乗られる、車椅子が乗られるということになったら譲り合って使っていただくということをこれからもやっていきたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）いえいえ、私は実際にそれに遭遇したから言っているんであって、ほかの4階建ての庁舎のところで、優先マークをつけておられるところも見てきましたし、なので、それを海田町のこの新庁舎に向けて必要ではないかと言っているんですね。ですけど、それは表現であって、海田町はやはり弱者にも優先的にやっていますよという表現をしてほしいと。私は障がいのある方、またママたちがいっぱい荷物を抱えていますから、後から乗りますというふうなところで遭遇したからこそ、それを必要と考えたんですね。ですから、それは利用者がお互いに配慮し合いこし合っている、海田町の住民

さんのことを信頼しておられるのはとても分かりますけれども、そうではなく、やはり誰が来ても、他市町から来ても弱者優先をしているんだという表現をする必要性があるのではないかとこのように私は考えたから、これを今回出させていただいたんですね。それを皆さんの、配慮を必要とする、当たり前のことです、それは。当然のことであって、みんなが配慮して弱者優先でみんなが配慮し合いこしながらするというのは当然のことなんです。ですけどですよ、これを、マークをつけることによって、海田町は表現していますよ、役場自体がこういうふうに考えていますよという表現につながるのではないかとこのことを言っているんですよ。それは間違っていますか、私が言っていること。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）議員のおっしゃっていることが間違っているということは全くそのように考えているわけではありません。いろんな考え方があると思います。私どももいろんな考え方がある中で、皆さんにやはり譲り合って使っていただくのが当然ですし、例えば2基あるエレベーターの1基のほうに、これは優先ですよというのをつけたところで、じゃあ、健常の方で今日はしんどいからエレベーター乗りたいなという方が、こっちは乗っちゃいけないのかなというふうに思っているのも違うと思うんです。全ての方に自由に使っていただきたいと思っておりますし、もし見送るようなことがあれば1階の職員、2階の職員なども声を掛けて、皆さんで譲り合って乗っていただけるように、すごく時間がかかってなかなか乗れないということがないように気をつけてまいりたいと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）何度聞いても、何か言い訳のようにしか取れないんですけども、シール貼ることだけが何でそれがおかしいことなのか、スーパーに行ってもどこに行っても、2階建てのスーパーであろうと、そういうのがついているところは多々あるんですね。なので、それを表現して海田町でも庁舎の中にいち早くというふうに言ったわけなんですけど、つける必要性がないというふうにおっしゃるなら、これはつける必要性がないというふうに執行部側が考えているというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）御指摘のとおりです。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）弱者優先というものがとても大事なことを、私は何か、もう一度次のときに言わせてもらおうかもしれませんが、弱者優先の、やっぱり障がいのある方たちを優先的に見て考えていくまちづくりをしていかないと優しいまちにはならないというふうに考えます。

その続きについて、竹野内町長にまちづくりを問うというところに入らせていただきたいと思います。町長は海田らしさを表現したハードとソフトの面で大事だと、海田らしさを表現していくことは大事なんだというふうにおっしゃいました。また、A I とかデジタルについてをそれだけに限られていないというふうにおっしゃいましたね。世の中はA I、デジタルというふうにして移行しているようですが、それをどのように町長は考えておられますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）議員おっしゃるように、A I、デジタルは今世の中にとって必須のものになってきつつあります。ただ、A I やデジタルは目的を達成するための手段であって、A I を導入することだけが目的ではございません。A I を導入したので終わりではなくて、それを使って何をするかというところであります。そういったものを効果的に使いながら、施策の目的を達成する、そういうものだというふうに捉まえています。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）今、A I とかデジタルでまちづくりを考えたり移行していったりしていますが、A I には表現力やセンスなどの感性がないと思うんですね。感性には愛情、感動、想像力が豊か、常識にとらわれないなど様々あると思うんですね。今、学識経験者の中でもあらゆる議題、課題、難題に取り組む、常識でできない感性を導き出すために、主体性、課題発見力、創造力が必要と言われているんですね。人間にしかできない論理的な思考力を磨いて柔軟な対応や交流、コミュニケーション能力を身につけ、思いやりのある心を学ぶというふうに考えているというふうに言われているんですね、学識経験者の中では。まちづくりにも柔軟な対応が必要と考えるんですけど、このことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）先ほどの答弁の繰返しになるかもしれませんが、A I というのは、それを導入してそれに全てを任せるというものではございません。もしそれを肯定してしまうと、もう私らがいる意味全くないと思うんです。やはり、我々が施策であるとか、達

成する目的をしっかりと考えて、それに向かってA Iを活用していくという、あくまでも手段の部分であると思っております。A Iが全てを考えて何か全てをやるというところではそういうふうにとらまえておりません。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）まちをつくるのにはA Iというものも必要ですけど、それに頼っていることではないと。町をつくるのには人を育てるというふうに私はちょっと発言させていただいたんですけど、人を育てることを考えることが大事だと私は思うんですね、まちづくりは人づくりだと。ここのところはどのように考えておられますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）先ほどの本当、答弁の繰返しになります。人が最終的に豊かになるのが目的でございますので、その人の考えがないままA Iというかパソコンだけで何かものをやるものでございませぬので、そのベースになる人づくりというのは大変重要なことであるというふうに認識しております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）では、その人づくりをするために、どのように考えてまちづくりに結びつけていこうとされていますか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）人づくりというところで言いますと、やはり、義務教育の段階が一番大事であろうというふうに考えております。海田町におきましてはいろいろな資源、人だったりものだったり、予算もそうですけども、いろいろなものを投じて小さいうちからしっかりと教育、それから保育、就学に向けて、それ以後の社会、生涯学習、そちらも含めていろんな関わりの中で人づくりというか教育をやっておりますので、その部分でいくと、それがまちを形成して社会を形成してということにつながっていくというふうに考えております。教育のほうが大きくは力になっているものというふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）確かに今言ったように、この感性や愛情それから想像力が豊か、そういうところの面では保育園、幼稚園、そういう乳幼児期から学童、それから中学生になっていくまでにどんどん豊かな心が育っていくものですが、これをまちづくりにどのように生かしていこうとされているのかというところが私はお伺いしたいんですね。

○議長（桑原）町民生活部長。

○町民生活部長（丹羽）そのために我々も考えている、1月に実施させていただきましたこども議会、そういったところで子どもの意見を聴いたり、そういったことをまちづくりに我々が反映していく、また町長の対話もありますし、そういったところで皆さんの意見を聴きながら、そして、いろんなイベントを通して人づくり、そういったところにつなげてまちづくりを進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）今、こども議会という話が出ましたけれども、こども議会でいろいろな発案が出て、やりっ放し、しっ放しになってきた現状がずっとあったような気がするんです。そこのところを子どもたちが小学生、中学生、それからまた高校生の考え方のまちづくりがあると思うんですね。そこら辺のところを広げていくこともこのまちづくりの考え方、また海田町に住んでいる大学生などにも広げながらまちづくりの展開というものを考えていかないと、この海田町自体を全体的に見るということにつながっていかないということが、今、生涯学習のまちづくりというふうに、考え方というふうにおっしゃっていただいたんですけれども、やはりそこら辺のところも含めて、そういう生涯学習のまちづくりとしての考え方がもっと繰り広げられるために、もちろんこども議会のほうに反映していったのではないかなと思うんですけれども、そうではなく、一般住民、また子ども、それから中高生、大学生などを集めて、一般的なまちづくり、海田町をどのように思うかというようなまちづくりを考えていく必要があると私は考えてこの人づくりというものをここに入れさせていただいたんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）令和7年から海田町後期基本計画の策定に入ります。令和8年から後期計画になりますので、その中でいろいろな場を設けようと考えております。いろんなところから御意見を聴いて、それを今後のまちづくりに生かす、そういうふうな考えを持っておりますので、そういうことを生かしながら今後のまちづくりに取り組んでまいりたいとそういうふうに考えております。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）先ほどのお話の中で、こども議会に出てきた子どもたちの意見が反映されてない、やりっ放しというふうなこともございましたけども、決してそういうことではなくて、子どもたちが真摯に質問や話をしたときに執行部のほうも受けてできること

は、当然予算をかけたりかけなかったりということはありますけども、行っております。その中で社会的に子どもたちが考えたことが世の中の判断の中で正しければ、当然進んでいく、難しいようであれば当然できないものもあるというふうなことも学んでいっております。そのようなものの中で、やはり意見として取り上げられたものが生きていくということで子どもたちも成長していくというところでございますので、全て切れたものではなくて、大きな流れの中で一つ一つのイベントがつながって、人が育っていくというふうに考えておりますので、その点についてはお話をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）とても教育長のほうからいいお話、判断の考え方をおっしゃっていただきましたけれども、でもやはり、これがこども議会が生かしていけるような、また、今、企画部長のほうから今の住民の声を反映してやっていくというようなのが、後期の考え方で生かしていきたいというふうにおっしゃったのはとても重要なことだと思います。ここで人づくりを育てていきながら、次へ連携して育てていく、よく小学校の校長先生が中学校へつなげていけるようにまちづくりのことを考えて、中学校の子どもたちにもやっていくんだというふうに連携してやっているという校長もおられました。西小学校、西中学校のことですけれども、これ、すごくどんどん子どもたちがまちづくりを考えながらどういうふうにして自分たちが育っていったのかということも、特化して西小中学校のことを言ってしまったんですけれども、他の小中学校もそのようになっているということを、この間、授業を参観させていただきながら思った次第でございます。やっぱり、このことが我がまちへの提案というふうにして弾みがつく、また心を育てていく、町長の言われるシビックプライドが育っていくというふうに考えます。どちらにしてもこのまちづくり、新しいものができるというふうにおっしゃいましたが、今回、このまちづくり、この第5次総合計画、2021年から2030年のところのまちづくりの視点第3節のところでは5項目というふうにありますけれども、やはりそれは全部そのライフステージですし、人材の育成ですし、インフラ、災害のことでもありますし、多様な魅力に集客と町の活性化というふうに言われているし、持続可能な都市の基盤整備だというふうに言われているんですけど、これは全てまちづくりなんだという、ハードもソフトもあるでしょうけれども、やはり人をつくっていかないと海田町はここにあって、人をつくっていくということがとても大事なことでないかと私は考えます。そういうふう

なことをしていくことによって、大事なことを、個々が自分自身でこころをすごいな、例にたとえたら、夕陽がきれいだなとか、山がすてきだなとか、川があるなとか、自分たちの住んでいるところはこうなんだというふうにどんどん考えていくんですね。ただ、1点、私が思っているのは、一極集中のまちづくりではなくて、海田市駅からずうっと県道を通って東に向かっていく、公民館などを使いながら、人が歩いて行けるようなまちづくりを必要とする。ものの考え方によると、この間、昨日、町長はウォーカブルなまちづくりというふうな表現をされましたけれども、やはりこれは動くまちということで、歩行者を中心にしたまちづくりということで、もう一度言いますが、やはりこの動くまちをテーマにすると、まちづくりというものが全部が見えてくると思うんですね。やっぱり、そこら辺のところを考えながら利便性も生かして、もちろん人もつくりたいといけないうけれども、そうするためには人がいろんなところからやってきて、いろんな海田町内をずっと歩いてもらえるような人の流れをつくっていくということも大事なことだと思うんですけども、そのまちづくりとしてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）ちょっと御質問の趣旨が分からないところが、明確でないところがあるんですけども、今までの流れからいうと、海田町はコンパクトな町で地理的条件もそろっていると、いろいろな人が集まりやすいというところで、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりができるのではないかとこのところを捉えまして御答弁させていただければ、もうまさにそのとおりだと思っておりますので、海田町の地の利を生かして、今、地区拠点であるとか東拠点であるとか、そういうすみ分けもありますけども、小さな町には変わりございませんので、その中でできることを、地域の特性を生かしながら、海田町らしさを生かしたまちづくりをやっていきいたいというふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）私の表現ちょっと失礼いたしました、確かに海田町の特性を生かしたまちづくりをしていただきたいというところではあるんですけども、やはりそういうことを表現することによって、この新たな考えを持つことでメディアにも取り上げられると思うんですね。海田町だからできる提案は住民から発案されることも多々あると思うんです。これをするためにどのような場をつくられていこうと考えておられますか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）町長答弁でもございましたし、私も先ほど申しましたけども、町の基本構想の後期計画を8年から始めるに当たって、来年度そのまちづくりに向けた方向性を示す場を設けます。まちづくり推進委員会などの有識者が参加する会議もあれば、別に町長が対応する場を設けようと思っておりますので、そういう中で地域の声であるとか、いろんな団体さんの声を拾い上げていければと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）とても重要なことだと思いますので、今後もそのことを念頭に入れて考えていただきたい。

最後に、2026年は町制70周年になります。町民主役のまちづくり、笑顔あふれるようなまちづくりにしていく、この提案が大事なことに繋がっていくのではないかなと思うんですが、このまちづくりを通して、次世代の人々に移行していく、つなげていく、そういうまちづくりをする必要があると私は考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）おっしゃるように、令和8年が町制施行70周年記念ということで10年目の区切りの記念の年になります。まだ、そこで何をするかとかというような具体的なお答えはちょっと持ち合わせてないんですけども、何かしらのものを考えていく必要があると思います。今この場ではその規模感、何をやるかとか、具体的なこととか規模感についてお答えすることはできないんですけども、きちっとした周年でございますので、何らかの取組については検討していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）このまちづくり、人づくりを生かして、町長は海田町としてどういうふうに住民が行ってみたい、やってみたい、関わってみたいというふうに、もう一度、町長にお伺いしたいんですけども、町長はこの海田町をどのように発展させ、また人づくりをしていく、動くまちをつくる、テーマにすると、どういうふうにして人づくりをしていこうと考えておられますか。町長にお伺いしたいと思います。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）私のスローガンでございます10年後、誰もが憧れるまち、この実現に向けて、住んでみたい、住み続けたい、そして帰っていききたいというようなところを念頭に置いたまちづくりを進めていかなければいけないというふうに考えております。まちづくりは人づくりとよく言われるということは重々承知をしております、当然、我々

も、海田町のまちづくりの主役は町民の皆様であるというふうに認識をしてございます。先ほど、教育長からも御答弁がありましたように、やはり義務教育の学校での学びみたいなものであるとか、それを終えた後でも、この本町に主体的に関わっていただけるような人材をどう育成していくかということは非常に大きなテーマであるというふうにも認識をしております。私自身、この町で生まれ育ちまして、一旦大学では関西の方面に出させていただきました。そして、その後、関西方面で就職をしてまいりましたが、やはりこのふるさとに愛着を持って育てていただいたというその御恩は何らかの形でお返しせねばならないというふうな気持ちを持ち合わせておりました。その気持ちの中で、まずは自分ができることは何だろうといったときに、地域のコミュニティであります自治会、その活動を通してまちづくりに貢献できないかという思いで、私自身、自治会長を務めさせていただいたところでございます。その中で海田町の町政とも関わり合いを持たせていただく場面が生まれてきたというところもあって、海田町のまちづくり全般についての興味を持たせていただいたというところで、こういう立場に今現在立たせていただいたというところでもございます。やはり、人づくりをしていくためには、やはりこの町で生まれ育って、そこでの思い出みたいなものをどう育んでいくかというところが非常に大きなテーマではないかなというふうに思っております。なので、シビックプライドというものは一朝一夕には育まれていかないわけでございますが、子どもの幼少期のこの町で生まれ育ったという思い出をいかに多くつくってあげられるかというところが非常に大事になってくるのではないかなと思います。学校教育の場面でもそうですし、地域の行事、そして町がやるようないろいろなイベントみたいなものに多く御参加いただくことで、この町を一旦出ることがあっても、いつかここのまちに帰って、自分がまちづくりの主役だという意識を持てるような取組をいろいろと展開してまいりたいというふうに考えております。それが、すなわちこの町の主役となる人口が増えることで、町が活発化になっていくことにつながっていくんだろうと思っております。それと併せて、これはソフト面での取組でございますが、一方でハード面の取組も大事だというふうに思っています。町の脈々と受け継がれてきましたその歴史であるとか文化みたいなものが、どう、その建物、ハード面で表現できるかというところは非常に大事でございますので、これは昨日の施政方針の御答弁でもさせていただいたとおり、ハードを見て、町の公共施設をいろいろ見る中で、このまちってこういうふうな歴史とか文化があったんだというようなことが日頃から感じられるようにするというところも注

力をしてまいりたいというふうに思います。こうしたハード面とソフト面両面でシビックプライドを育むような取組をすることで、このまちにいつか帰っていききたいというような流れをつくってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○3番（石橋）町長はハード面、ソフト面、両方を育てていきたいというふうにおっしゃったように思いますが、やはり、町民主役のまちづくりができますよう、今後は海田町が繁栄していく、この後期の計画があるというふうにお伺いしておりますので、そこら辺のところも踏まえて町民主役のまちづくりができますよう期待しております。これで4年間最後の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（桑原）説明員入替えのため暫時休憩をいたします。再開は11時。

~~~~~○~~~~~

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。1点だけお願いいたします。海田総合公園第2期整備計画について。広島水道用水供給事業によるトンネル掘削は、平成30年10月に開始されてから6年が経過いたしました。この事業に伴うトンネル掘削残土を活用し、海田総合公園第2期整備区域に陸上競技場を備えた多目的広場を整備する計画となっておりますが、広島水道用水供給事業の完了予定時期について伺うとともに、本町が計画している多目的広場の整備について、着手時期及び完成時期及びその内容を問うものでございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）崎本議員の質問に御答弁いたします。海田総合公園第2期整備計画についての質問でございますが、1点目の広島水道用水供給事業につきましては、広島県から令和7年度末に完成する予定と伺っております。2点目の多目的広場につきましては、現在の計画では、公認の陸上競技場の規格には適合しない200メートルトラックや100メートル走路のほか、フットサルが可能な施設を整備する内容となっております。一方で、今年度、海田総合公園全体を対象に民間活力導入の余地がないか、民間サウンディング

調査を実施しているところであり、現在、民間企業から様々な御意見を頂戴しているところでございます。今後、この調査結果を踏まえ、総合公園の魅力向上に向けて十分な検討を行っていく中で整備時期を明らかにしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） 私も、今年度初めに、水道局の所長、部長らが来て、令和7年度末に完成するけん、ありがとうございましたと挨拶あったけ、3月で終わるかなどうかな思っていますかね。ほいで、私はこれを出したのは、こども議会でいろいろな、運動についてこういうことをやってもらえんでしょうか、こういうことをやってもらえんのかいうて、いろいろな質問が出ましたよね。その答弁の中で、あまりいい返事が出なかったんよ。空き家には運動ができるようなところはどうかの、ちっちゃなことばっかり考えて、大きなことを考えておらん、答弁をようされんかったんよ。ほいで、わし、後の反省会で子どもに約束して、何とかおっちゃんが今度できる公園内にでも何とか造っちゃうけ、言うて約束したけんの、それでこれ出したんよ。そもそもあんたら何考えとるか知らんのじゃが、あそこの整備計画でも、あんたら、皆、法面でちっちゃな、上に祭り広場をつくりますじゃあ、どうのこうの言うて、それ通そうか思うたんで、建設委員会のときに。当時、兼山とわしは猛反対して、もう決まったもんを、それじゃ駄目じゃ、それじゃあ県水を駄目にするぞ言うたら、いろいろして、あれ10メートルかいの擁壁にしてくれて、ほんで県は、サッカーぐらいはできるような広場にしますからっちゅうことを約束しておるんじゃけんの。あんたらが知っちょるまあがの。ほいで、県が令和1年の4月に来ての、説明があったから。それで、ほんじゃ、議員が言われるとおり、ちゃんと広場はつくりますから言われたから、わし、こう考えておったんよ。だから、こういうことをとらわれず、さっき教育長が言うたように、子どもを育てるっちゅうことは次の大人になって、の、また、次の子どもが海田町を育てるんじゃから、子どもが一番大事なんよ。町長の所信表明でも言うたんじゃがの、安心なまちづくりでなけにゃ、ええ子どもや何でもできんのじゃからの。ほじゃから、子どもがずっと成長して運動でもするんじゃったら、ほんま忪から悪いことを考えん。運動するものは特に悪いことなんか考えんのよ。だけ、そういうあれがあるんじゃから、子どもができるよう精いっぱい、今度できるグラウンドで、100メートルの直線をつくるなり、運動が十分できて、子どもが、の、わしや、坂町の町長も知っちょる、坂町の町長が言うたいの。坂町、陸上でも何でも強い。この前、テレビでも出たよ。青山学院の箱根駅伝の、あれ

がコーチで、坂中学校に入っちゃるから強いんと。テレビが言いよるんじゃけ、間違いないじゃろう。そういう意味で運動場ちゅうのは大変大事なところなんよ。ほいで、わしや、最初から言うんじやがの、あんたら知らんよ、アジア大会ができたとき、織田幹雄さん、うちに来ちゃったんで。あの一番上のところへ。公認の、400メートル取って、織田陸上競技場にの、陸上競技をあそこでやりましょういうて。わし、そうじゃけん、町議会で言うたんで。それはできませんと。できとったら、とうにあの時代にあそこから道は皆6メートルになって。海田ができんからあんたら知っちゃあへんけ、ここで、わし最後か分からんけんの、議会議員が。ここで言うてあげるんじやがの。ほんま、そうじゃったんじゃけ。ほいで、坂へ行ったら、坂はまだ埋立ても何もしてないからうちはそういう場所はありません、熊野もあります。うちもやらん言うた。ほいで、府中へ行って、ほんじゃ、府中というたら、あの便利が悪いところへアジア大会のサッカー場を持ってきたんじやけんの。そういう経緯があるんよ。何でもかんでもわしが言うこと、今までずうっと反対してきちよるけの、あんたら。そやから、わしがこれで終わるんじやが。

○議長（桑原）通告に戻してください。本線に入ってください。

○13番（崎本）ほじやが、ええが、ちょっと言わせてくれや。ほうじゃから、必ず、あんたが言うように、ここに書いてあるように、これ以外でも、子どもが、高校生、皆上がって運動ができるような施設を、よく考えて計画して、できたら教えてくれ。以上で終わります。

○議長（桑原）建設部長、いい答弁をしてあげてください。

○建設部長（木村）議員さんがおっしゃれるように、こちらの多目的広場、昔で言う建設産業委員会で非常に活発な御議論をいただいて、今の形までなっとなるのを承知しております。町長答弁にもございますように、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○13番（崎本）以上で終わります。

○議長（桑原）5番、玉川議員。

○5番（玉川）5番、玉川です。本日は4点についてお尋ねいたします。

まず1点目は、こども議会の目的と意見の取扱いについてです。近年、子どもたちの学習精度や問題意識の持ち方、提案力など能力が大変向上しており、子どもたちからの目線で感じた問題や課題に対して、質の高い意見や提案がなされております。しかし、

見ていると、それらに対して真摯に受け取り、行政に反映させていこうという姿勢が見受けられませんでした。今後、こども議会の目的を主権者教育だけとせず、町民からの意見として行政に反映すべく、その目的と開催意義を変更する必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、財源確保の取組についてです。先ほど申し上げましたこども議会の中でも、グッズを商品化して収入を得てはどうか、商標登録をしてはどうかなどという提案がございました。しかしながら、前向きな答弁ではなかったように記憶しております。現在、滞在型図書館の建設など、町長の公約にあった事業を行うために、財源の確保に取り組まれているようでございますが、その方法が、もしかしたら、児童クラブの料金を急激に上げ、自立支援医療費の補助を打ち切るなど、今まで町民生活を支えていたものを取り壊して財源をつくろうとしているのではないのかというふうに見え、多くの住民、町民から不安や困惑、落胆の声が聞こえております。まずはそれらの声を掌握しているのでしょうか。そして、どのようにその声に対応すべきと考えておられるのでしょうか。次に、こども議会でも出たように、ヒマ太君をはじめとする町のキャラクターや子どもたちが提案してくれた防災キャラクターなどの作成、そして、ノベルティグッズの商品化をして財源を生み出すことを考えていないのでしょうか。そして、山形県の西川町が行っているように、西川町では、かせぐ課というふうに表示しておられましたが、そのような課をつくり、N F Tを行い、町長や副町長が講演するなどにより財源を生み出したりしておられますが、うちの町でも財源を生み出したり、また、県・国からの交付金を確保する努力をするなど、町長が自ら動き、財政確保をすべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、先ほどの財源確保にもつながるものでございますが、こども議会からも出ておりましたマンホールについてお聞きいたします。こども議会とは少し違う提案になりますが、日本各地の多くの地域では、ポケモンのキャラクターのついたマンホールの蓋、ポケふたというふうに呼ぶんですが、それを設置し、それらに関するグッズも作られて販売もされております。中国地方では唯一広島県だけが設置しておりません。また、ポケモンのキャラクターにはヒマナッツというのとキマワリという町花のひまわりをイメージしたものが2体ございます。それらを組み合わせたポケふたを設置することで、海田町の知名度も上がり、経済効果も見込めます。これらのキャラクターに関しては、それぞれ1体ずつがほかのキャラクターと一緒に配置されたポケふたが宮崎県と福島

県にございますが、ヒマナツツとキマワリの２体が一緒に描かれたものにつきましては、現在なくて、今がチャンスです。現在のマンホールのように、こちらから発信したい絵柄ではなく、全国、世界から見に行きたいと思われるようなマンホールの蓋を一つでもいいので設置して、専用のサイトで紹介してもらうことで海田町への関心を高めてはいいかがでしょうか。

最後に、自治会運営のデジタル化についてお伺いいたします。岡山市では国からの交付金などを活用して、民間事業者と連携した電子町内会の取組を進めておられます。現在、海田町内の自治会は地域によって異なった課題を持っており、全ての自治会を一律で同じような運営をすることが困難であると思います。中でもマンションが多くなってきた地域の自治会では、若い共働きの世帯が増え、従来どおりの自治会運営では参加が困難になってきているところもございます。岡山市が取り組んでいる電子町内会ではプロバイダー利用料や電子回覧板、ホームページ作成などの技術補助などに関しては、岡山市が国からの交付金により提供できる仕組みになっており、地域コミュニティの負担が大幅に軽減されております。まずは、一部の希望する自治会から、国の交付金などを活用してデジタル化できるように支援をしてはいいかがでしょうか。以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内） それでは、玉川議員の質問の１点目につきましては教育委員会から、２点目、３点目、４点目につきましては私から御答弁をいたします。

まず、財源確保についての質問でございますが、１点目につきまして、町民の皆様の間で様々な御意見があることは承知をしているところでございますが、行政ニーズが複雑化、多様化していく中で適切な行財政運営を行っていくためには、長期間見直しが進んでいない事業を点検し、より適正な予算配分になるよう心がけていく必要がございます。こうした考え方の下、将来にわたって質の高い行政サービスを持続的に提供していくため、また、ニーズを的確に捉えた新しい政策を展開していく上で、苦渋の決断の末、受益者の方々に一定の御負担をお願いしたり、これまでの事業を廃止・縮小することもございます。引き続き、町政運営に当たり、多くの御賛同が得られるよう説明を尽くしてまいり、町民の皆様の納得や共感、理解が得られるよう努めてまいります。２点目につきまして、収益を目的としたノベルティグッズの商品化につきましては、利益率を上げたり、単価を下げるために相当数を作成する必要があるなど課題が多いため、現時点

においては考えておりません。記念品や啓発目的でのノベルティグッズの作成や販売自体はこれまでも実績があり、引き続き、事業の目的に合ったノベルティグッズの作成を行ってまいります。３点目につきまして、今年度、財政課を財政経営課に改正し、財源確保をミッションとし、取組をまさに開始したところでございます。私自身におきましては本町の重要事業を推進していくため、その都度、国や県に対して直接要望してまいりましたが、その結果が一部、現れているものもでございます。議員御提案の財源確保策についても調査研究するなどして、より多くの財源を獲得できるよう、稼ぐ力を強化してまいります。

次に、ポケふたの設置についての質問でございますが、株式会社ポケモンが募集したポケふたの設置につきましては、全国の自治体から製造予定数を大幅に上回る申込みがあったため、現在、新規申込みを中止していると伺っております。ポケふたは特定のコンテンツとして全国の多くの地域に展開された初めてのマンホールとして注目を集めているため、議員の御意見も参考にさせていただき、株式会社ポケモンの動向を注視してまいります。

続きまして、電子町内会の取組についての質問でございますが、岡山市に確認いたしましたところ、平成13年度にシステムを導入した際のイニシャルコストの約６割は国からの財源を活用できたとのことでしたが、その後のランニングコストは岡山市が年間数百万円を負担しているといったような状況でございました。自治会運営のデジタル化につきましては、情報伝達の迅速化などのメリットがある一方で、恒常的なコストが発生するといった課題もございます。全国で様々な取組が実施されておりますため、先進事例を調査研究するとともに、財源の確保策についても情報収集してまいりたいと考えております。

それでは、玉川議員の質問の１点目につきまして教育委員会より御答弁をいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（森山）玉川議員の質問に御答弁いたします。こども議会の目的と意見の取扱いについての質問でございますが、町の問題点や将来像を提言することによってふるさと海田を再発見し、自分たちのまちづくりという意識の涵養を図るとともに、行政の仕組みや議会の役割に関心を持たせることを目的としております。昨年度から開催時期を１月に変更したことにより、児童生徒が長期にわたって探究したテーマについて提案がなされており、これまで以上に町の課題を深く理解した内容となっております。このため、

各部署において施策を進める上で参考となる意見として受け止められる事例も多く出てきております。教育委員会といたしましては、今後もこども議会を教育課程に位置付け、開催をまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川） それでは、再質問させていただきます。まず、こども議会の目的、取扱いについてなんですけども、今の答弁でございましたら、今までの主権者教育の域を外れない、今までどおりのということかなというふうに思うんですけども、と言いながらも、町長をはじめ、いろいろ皆様、御発言いただけたように、新しい竹野内町長になってからはその声をかなり反映させていこうというふうに見受けられます。そういったこともあって、目的を少し広げまして、子どもたちの声が主権者教育ということだけではなく、もっと自分たちが考えて発言したことが行政に反映させることができるんだということが明確に分かるような目的の変更をすべきではないのかなというふうに考えております。これは主権者教育という枠組みではなく、ほかの市町でもやっております、例えば、犬山市でしたかね、市民の議会意見の報告とかスピーチみたいなのがあったと思うんですけども、そういうふうな位置付けとしてこども議会の目的を少し広げることによって、子どもたちの意識も自分たちがしっかりこうスピーチ、じゃなくてこども議会で発言したことが行政運営に反映してもらえるんだという意識付けにもなりますし、それによって町長が言われている郷土への愛着であったり、自分たちで自分たちのまちをつくっていくという気持ちの醸成につながるんじゃないのかなと思いますので、今の答弁だと、目的は今までどおりの主権者教育、その範囲を広げることが必要だと思いますが、今一度、そういうお考えはないかどうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（森山） まず、こども議会についてでございますが、教育委員会と、それから、町長部局と議会のほうの3者の共同開催というところが第一前提となっております。その中で最後に申しましたように、教育委員会といたしましてはという文言をつけさせていただいたんですが、やはり教育委員会としては子どもたちの成長や教育に対しての目的を明示して、それに対する子どもの成長を強化していくという部分になりますので、教育課程に位置付けるというのはそういうことでございます。その中で、やはり主として教育委員会が子どもたちに身につけるべき能力、育成すべきものというのは、先ほどもおっしゃったように主権者教育が主でございますので、その2次的なもの、副次的な

ものとして行政への意見の反映というところが出てきているというふうに考えておりますので、教育委員会につきましては、やはり、教育課程の位置付けということの本意として、今後も開催をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）町長部局のほうとしての見解を述べさせていただきます。私どもといたしましても、こども議会というのは若い世代の子どもたちの意見を町政に反映していく、非常に大切な機会だというふうに捉えております。一方で、当然、これ議会という形で開催をさせていただいているものですので、議員の皆様こそよく感じておられると思いますけれども、しっかりと課題について学んで、その上でいろんな研究をした上で、こういった提案をしてくれる、そのことが町政をよくしていくということにつながってまいりますので、先ほど教育長が答弁しましたとおり、教育課程の中でしっかりと探求をする、そういった結果をこの場できちんと示してくれる。それが町政の中で何らかこう生かしていけるようなそういったいい流れをつくっていきたいと思っておりますので、これまでどおりきちんと教育課程の中で位置付けてやってもらいたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）今回のこども議会の中ではなかったんですけども、以前のこども議会で、私たちからこのこども議会に対する御意見を言ったときに、主権者教育なので、真摯に向き合っていないということではないですけど、主権者教育なのでこの程度というように感じるような答弁をされてきたように思います。なので、今の流れでは、今、副町長言われたようにとても反映していただいて、いい流れになっておりますので、今までとは違う、違った流れが来ているというところをもう少し明確にするような位置付けであったりだとか、表現方法というのが必要なんじゃないのかなというふうに思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）ただいま、現在、来年度からの子ども・子育て支援事業計画、こちらについてはこども計画として、来年度から海田町で5年間の計画としております。この計画の中に、やはり国のほうにおきましても、子どもの意見聴取というところが盛り込むようにということで、国のほうの大綱にも基づきまして本町のこども計画の中でも、子どもの意見聴取をこども議会として位置付けて計画を策定しております。その中

には、やはり先ほど教育長や副町長のほうからございましたような形で、しっかりと位置付けまして、こども議会を子どもの意見を聴く機会と捉えまして計画を進めているところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）ありがとうございます。そういうふうな位置付けにさせていただけるというふうなお話なので、子どもたちも多分意識が変わってくるかと思えますし、それを多分引き継いで、私たち議員も子どもたちから学び、子どもたちの意見をその後、後押しするような活動につなげていければと思いますので、是非今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、まず、滞在型図書館の建設に使われるんじゃないのかというふうな懸念をされて、御不安に思っている町民さんたちの断腸の思いでいろいろこう削減をされているということでございましたが、重要なのは、今、行われている、このような受益者の方々への一部の負担であったりだとか、これまで行ってきた廃止、縮小というのが、どういう目的で今後どのように町民さんにとって良くなるので、今、我慢してくださいと言うかどうか、そこの納得をしていただく、安心を与えるというのは、町政の責務ではないのかと思うんですが、そこが足りてないので、皆さん、町長も言われたハード面もしっかりやっていくというと、箱物行政がいっぱいこれから進んでいくのかな。そうすると、それって財源いっぱい要るよねって。そのときに財源が要るからって言って、今までせっかく子育てしやすく福祉制度のしっかりした海田町だからといって引っ越してきたのに、それが変わるんであったら海田町魅力がないよねというふうに思われたら、せっかくいいことをしようと思ってもそれが伝わらなくて、どんどん引っ越しされていったら、もう全然この目的と離れてしまうと思うんですね。だからこそ、この説明を尽くして理解が得られるように努めてまいりますとは御答弁されたんですけども、その具体的な方法、今現在はもう不安でいっぱいの住民さんたちがいるという現状です。それに対して、どのように納得が得られるような説明をしていかれるのか、その理解が得られるような努力をしていくのか、その具体的な声が必要だと思います。その辺りについては、いかがでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）議員言っていたところが、児童クラブであるとか自立支援医療の補助の部分だというふうに受け取りましたので、私のほうから答弁させていただきます。

きます。現在、児童クラブのお申込みをちょうど受けているところでございます。新規の方につきましては窓口のほうで、それから、継続の方については各児童クラブのほうで丁寧に御説明をさせていただいて受付をしているところでございます。そのような中で上がることによって利用ができないというような御不安な点がございましたら、窓口のほうで丁寧に対応しているところでございます。また、自立支援医療につきましては、現在、更新の手続きがそろそろ始まってまいりますので、そのときにはしっかりと御相談に応じながら、また、個別のケースについてもアウトリーチ等を行いながら丁寧に説明をさせていただいておりますので、これからもしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）今の2点だけを申し上げているわけではなくって、これ、今、顕在化して声が聞こえてきているのが、たまたまこの2点であるということなんですけども、結局、大事なものは町長の発信だと思うんですよね。町長がこれからこんないいまちづくりをしくて、こういうふうにしたいので、ただ、その財源のところはこういうふうにつくっていかうと思っている。この削減については、それとは別で、今からいろいろな、平等でしたっけ、平等にしていけないといけない、すごく優遇されている人とそうでない人がいてはいけないという確かお考えだったと思うんですけども、そういう観点からやっているんだということをもうちょっと説明して発信していかなければ、今の町長は自分がやりたいことをやるために財源を削っているんじゃないのかというふうに捉えられてしまっているという現状があるんですよね。当該の担当のところで御説明していただくのはもちろんのことです。それは引き続きやっていっていただきたいんですけども、町長が、いやいや、そうじゃないよって、皆さんを苦しめて自分のやりたいことをしようと思っているんじゃないんだよということを、発信、発言していくことが大事じゃないかなと思うんですけども、その辺りのお気持ちやら手法はどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）もちろん議会に対して説明するのはもちろんのことだと思います。今、玉川議員が言われたのは、実際にそういったことを受ける町民さんであるとか、その周りの方への発信力が弱いんじゃないかということなのかなと思っております。なので、広報等の紙面でいろいろコラムであるとか、町長の1年の動きとか示してきたところで

ございますが、やはりそういうところが、今の御指摘を受けてどんどん強化していかなければならないと思っております。町のいろんな発信デジタルで、来年、ホームページもリニューアルをしようと思っております。町の思いが伝わるようなものにしたいと思っておりますし、そういったところを工夫していきたい。これから、8年の後期計画をつくるに当たって、様々なところで意見聴取をしようと思います。町長が出られる場とそうでない場あるんですけども、そういうところで町の施策の方向性についてしっかり説明をして、意見のほうをいただきたいと、そういうふうには考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）具体的な、これについてはこういう理由でこうなっていますというところをしっかりと説明することで、納得、理解していただくということが大事です。それについてアンケートをされるということなので、それもととても重要なことだと思いますが、また、町長自らいろいろなところにお話に出かける際に、住民さんたちにこういう思いでやっているということをお話ししていただくこと、やっぱり生の声というのが一番伝わるんじゃないのかなというふうに思いますが、そのようなことはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）おっしゃるように、対話をしていくこと、大事だと思います。昨日も施政方針の中で何点かそういった御質問もあったと思います。町長ができる限り公務であったり、それ以外のところでもできる限りそういった場に出て、町民と触れ合う場を設けておられると、昨日施政方針の中でお答えをさせていただいておるところでございますので、それは引き続き行っていく。あとは我々事務方としては、先ほども申しましたように、情報の発信力の強化も含めて総合的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）せっかくいい町政にしようと思っているときに、住民さんのほうがなかなか御理解、御納得いただけないことによって不安に思われて、せっかくこのまちに住みたいと思っている方が早期にその情報が得られないがために違うところに移られないように、その辺はしっかりよろしく願いいたします。次に、稼ぐ力のところでございますが、今まで、単価のほうが高いのでということで作りませんという答弁をずっと聞いております。これ、しかしながら、ここのノベルティグッズをたくさんこう作って売

ることで知名度も上げ、それで収益を得られている自治体もあるかと思いますので、そういう先進事例もしっかりと研究していただきながら検討していただきたいと思うんですけれども、まず、そのノベルティグッズの販売についての検討はいかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）これまでもヒマ太君のぬいぐるみであるとか、登山バッジであるとか、企画部所管部分ですけど、そういったノベルティグッズを作って売ったもの、登山バッジは売っております。ヒマ太君のぬいぐるみについては、いわゆる記念品とか、何ですかね、商品的なもので活用しているところでございます。それぞれの目的に合って、その値段もありますので、そういったことでノベルティグッズを作成して活用しているというところでございます。ちょっとヒマ太君を令和3年に作ったときは100体作ったんですけど、41万6,000円、1体4,160円かかっております。これを利益を求めるためのロットというんでしょう、個数を、その当時、業者に尋ねたことがあるんですけども、価格を抑えるためには0が1個足りないと言われるレベルだということで、いわゆる利益を求める、販売に適した金額に落とすためには相当の個数を作らなければならない、そういうことがあって断念したというところでございます。今はそういう活用、目的に合った、町長答弁にもございましたような、目的に合った作成のほうを続けさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）これ、やり方いろいろあると思うんですよ。ヒマ太君のぬいぐるみだけなのか、大っきくするのか小さくするのか。それとも、どこかのお店がこれ勝手に販売していたのかどうか分かりませんが、ヒマ太君のキャラクターを載せたノートとか下敷きとか売っていらっしゃる場所がありましたけれども、本来、そういうものって行政がやるべきものなのかなと思います。勝手にやられてたのかどうかは存じませんが。そして、ちょっとしたノートにするなりして販売することもできるでしょうし、NFTの考え方でそういうグッズが作れるような権利を譲渡するということもできるかと思うんですよ。やっぱり、ヒマ太君については商標登録もされておりますし、どんどんこれからいろいろな稼ぐ力の一助になるんじゃないのかなと思うので、ここは積極的に調査研究していただきたいと思いますが、この辺りはいかがですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）玉川議員がおっしゃっていることを頭から否定しているとかそういっ

たことではございません。目的に合ったその作成、景品にするのか売りに出すのかというところは調査研究のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）あと、ここに御回答がなかったように思うんですけども、こども議会のほうで御提案があった防災キャラクター、これ、県内の市町でも防災キャラクターを町が作っている場合もありますし、消防団などが提案して町から予算をいただいてというところもあるというふうに聞いております。これ、子どもたちの提案したこの防災キャラクターって非常に有効ではないのかなというふうに思います。なので、この防災キャラクターについても検討をしていただきまして、作成に進んでいただければと思うんですけど、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（鶴岡）こども議会で様々な御提案をいただきまして、今、事務レベルで調整のほうをさせていただいておりますので、また可能なものから取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）防災キャラクターについては、それ自体も、先ほどのかせぐ課に、少し一助になる場合もありますし、これって防災意識の醸成の場合に、いろんなイベントのときに、ヒマ太君はふだん使いで、防災キャラクターについては防災イベントなどで活用できると、非常に有効なツールだと思いますので、こちらに関しても本当積極的に進めていただきたいと思っております。これについては今事務レベルで進めていらっしゃるということなので、是非引き続きよろしく願いいたします。次のかせぐ課のもう少し進んだところなんですけども、N F Tについては、新谷議員からもかなり詳しい提案があり、これから調査検討されるということでございましたが、このN F Tを活用するに当たっては相当専門的な知識とか企画力が必要なのかなというふうに思います。多くの場合はN F Tに強いコンサルであったりだとかデジタルのこと、経営のことをしっかり知った専門家の登用などが重要になってくるかなというふうに思いますけれども、積極的にこのN F Tを活用したものについて検討されるのであれば、そのような専門家のコネクトも必要かと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）N F Tについてはそんなに難しいものではないです。やろうと思えばで

きるんですけれども、ただ、多分、これは議員も懸念されていることだと思いますし、先日の新谷議員の御質問に対する答弁でも申し上げたんですけれども、まだあまりたくさんの方が参入していないというところがあって、今、いろんな自治体で実施している状況を見ますと、やはり特定の事業者がかなりある程度こう決まった自治体に、ちょっと言葉が適切かどうか分かりませんが、食い込んでいるというような状況が見受けられますので、その辺りもしっかり確認をしながら、これNFTを使わなくてもできるだろうというようなことにまでシステムを使っているようなものもありますので、効率的に稼いでいくということも含めて、いろいろ考えていきたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）もう一つ、NFTで取ってくるというのもあるんですけれども、町長が自らいろんなところに顔を出していただいて、いろんな国・県等とのつながりの中で取っていくということも重要なことだと思います。これまでもやっていらっしゃったと思うんですけれども、やっぱりいろいろな会議であったりイベント、行事などに出て行かれて、そのときにしっかりこうコミュニケーション、コネクトを取っていただいて、そこでやっぱり町のことについて予算を取る努力をしていただきたいと思うんですけれども、町長、今後についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）私自ら稼ぐ力を発揮せよという叱咤激励だと受け止めております。実は、今年度、防災フェアを開催した際に、広島テレビさんとの関係が新しくできたというところで、先方から、先日、防災のシンポジウムに出ていただけないかというところのオファーがございました。私などでよければというところで、参加というかオーケーを出して、先日出席をさせていただくなどしまして、徐々にではありますけれども、そうした新しい関係も築けているような状況でございます。今後もそうしたいろいろな場面を通じて民間公共問わず、幅広い人脈を築いてまいり、その中で本町に投資していただけるような関係性も見い出していきたいなというふうに考えておりますので、これについては私だけの努力では限界があるところもございますから、議員の皆様方の持たれているそのコネクションみたいなものも活用させていただきながら、本町によりいい投資が加速化するような取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）もう非常に大事なことですし、今、改革されているいろいろ取り組まれている

ことを非常に前向きでとてもいいことだと思います。しかし、それが町民に伝わっていない残念な今現状があるのかなというふうに思います。山形県の西川町かせぐ課については、実はテレビでも放映されていたんですけども、町長室のほうにどんな交付金を取りますみたいな宣言をされて、取ったら花をつけるみたいな、見える化にすごく取り組まれているんですね。やっぱり、職員さんもそういうモチベーションを持っていたかくということもありますし、議員をはじめ、町民皆さんに対してのアピールというんでしょうか、アピールすることによって安心感を得られますよね。そういう見える化というところもすごく大事なところだと思うんですね。その見える化についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）今議員がおっしゃった西川町、ホームページも見ましたし、ネットニュースなんかでも見ました。選挙のときみたいに花をつけて、あそこまでやるのかというようなどこもありました。あれを見てちょっと思ったのが、有利な財源とか起債であるとか補助金とか取ってくるのは、どう言ったらいいですか、財政課が主体でやっていますけども、職員一人ひとりが日々の仕事の中でそれを考えてやっていく、それを見えるようにまず職員にしたのが、まずあれ、職員に向けてなのかなと私思っていたんですね。思っ、それを見えるようにした。だから、そこはあのやり方がベストかどうかちょっと別にして、そういう意識を持たせるようなことは、今後、財政経営課を中心にやっていきたいと思っております。それが積み重なったら、それはもう町民さんに出せるようになるものと思っています。まずは職員一人ひとりが普段の仕事の中で、経費とか、これは一般財源なのか何なのかということを意識して仕事するところから始めたいと思いますので、そういったことからこつこつとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）非常にやっぱり皆さん当たり前にやっていることをそうやって認めてもらえるような目に見えるというところは、職員さんのやる気の醸成にもつながりますし、ひいては町民さん、住民さんたちの安心にもつながってきますので、是非進めていただきたいと思います。

ポケふたについて、今、生産が中止になっているということでございましたけれども、ホームページでは募集というか、その自治体の人に対して興味がある人は、興味がある

自治体に関しては御連絡くださいというところまでは進めるかと思います。なので、そういう手続きを踏む中で、手続きを踏んで前に進めていただいてこの製造を待つというふうにやっていただきたいんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（脇本）今、完全にホームページのほうが問合せホームが閉じられている状況で連絡ができない。近隣の中国5県の市町、広島県ではないですけど、ほかの県の県庁等にも問い合わせてみて、実は令和6年の10月に島根県がつけたところがございましてこれルートがあるのかなと思って問合せをしたんですけど、実は2018年から募集を始めて、2019年にもうそのサイトが閉じているんですけども、その頃に応募したものがやっと、何て言うんですかね、日の目を見たというか、そういうような感じらしいです。そこにつけた市町の担当者に連絡したいから連絡先を教えてほしいと、結構粘ったんですけども、そこはあちらとの会社の関係で止められているというところで、今、連絡が取りたいんですけど取れない状況です。そこが連絡が取れたら、是非お話を伺ってみたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）是非、動向を注視していただいて、今後ともよろしくお願いいたします。

最後の自治会のデジタル化についてなんですけれども、これ、岡山のとおりになるとするのは、私も行って、行政の方にお聞きしたときに、ランニングコストのほう結構かかりますので、これそのままはなかなか難しいんですけどもとはおっしゃっていただんですけども、そこについても取れる財源が見つかったので、それについては今後申請していこうと思いますというようなお話もお聞きしました、その現場で。やっぱり、規模感も違いますし、全て取り入れるということは難しいかと思うんですけども、最低限、一番最初の交付金を使っただけの立ち上げの補助、援助、支援というところぐらいまでは達成できるんじゃないのかなというふうに考えております。しかも、全自治体ということではなくても、モデルケース、試験的にということで、一部の補助金を使って、始めるところからやってみるという試みもできるんじゃないのかなと。岡山県のほうもそういうふうにちょっとずつ最初始められたというふうにお聞きいたしました。そういうことで、少しそういう取組に力を入れてみてはどうかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）ただいま御指摘いただきました点を踏まえまして、有利な財源が活用できないかということをしっかり検討するとともに、また、これ調べてみますと、多くがイニシャルの部分を補助してランニングの部分は自治会さんにお任せしているというところが大半でございました。ですから、それを協議するためには、事前にある程度ロードマップをお示しした上でお話をしなければならないと思っておりますし、また、会長の皆様、役員の皆様の御意向も当然お聴きしながらお話をすべきものと考えておりますので、そういったことを全般的に含めまして、今後検討してまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）是非、全体的な、例えば自治会連合会にお伝えするなどでありますと、やっぱりその自治会によって高齢層なのか若手層なのかで全く異なります。なので、その辺りを見ていただきまして、全体的にということではなくて、必要なところに入れるように進めていただきたいと思いますと思いますが、その辺り慎重にやっていただけますでしょうか。

○議長（桑原）地域みらい課長。

○地域みらい課長（山田）御指摘のとおり、各自治会さん、それぞれ課題であったりとか特徴がございますので丁寧に対応していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○5番（玉川）それでは、そういう希望者がある場合は来てくださいなどとのいろいろな周知もしていただきまして、進めていただけたらと思います。私たちも皆様執行部のお考え、否定ばかりするものではなくて、少しでも一緒に良くしようと思って考えて提案しております。是非一緒に前向きに考えていきたいと思っておりますのでお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（桑原）暫時休憩いたします。再開は13時15分。

~~~~~○~~~~~

午前 11時56分 休憩

午後 1時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。10番、宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。

まず、町道2号線道路改良についてお聞きします。町道2号線と呉線が交差する踏切

の拡幅要望については、私も含めて他の議員も行ってきました。執行部としても必要があると判断し、ＪＲとの協議を行った結果、踏切前後の道路を拡幅する必要があるとの報告をされております。そのため、町道２号線に歩道のある道路にする必要があると判断され、道路拡幅のための予算を数年前に計上し、数メートルは道路改良を行いました。その後は全く前進がございません。今後どのようにして進めていくつもりなのかお聞きします。

次に、曾田地区の冠水対策のことについてお聞きします。曾田地区の冠水対策のため、竹貞第２ポンプ場が都市計画決定されて長い年月を経ております。一向に進展が見えない反面、冠水は年々悪化の状況です。都市計画決定した当初は田畑が多い地区で、大雨時にはそれが調整池の役目をして道路冠水が起きることはなかったのですが、宅地化が進むにつれて調整池の役目をしていた田畑がなくなり、悪化が進んでおります。計画が進まない中、昨年ようやく再調査を行い、現計画の見直しや新たな候補地も含め、３か所の候補地が提示されております。悪化をたどる冠水の改善のため、目標年次を定め、計画をする必要があると思いますが、今後どのように進めていくのでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）宗像議員の質問に御答弁いたします。

まず、町道２号線道路改良についての質問でございますが、現在、広島県と西日本旅客鉄道株式会社において、広島市東部地区連続立体交差事業の詳細設計が進められており、ＪＲ山陽本線を挟んで北側の町道１号線と南側の町道２号線の接続道路等につきましても、設計作業中であると伺っております。当該接続道路等の設計内容によっては、町道２号線道路改良事業に影響を及ぼすことになるため、いずれの事業においても手戻り等が発生しないよう、引き続き、設計の進捗や内容を適時適切に確認するとともに、関係機関との協議を継続してまいります。

続きまして、曾田地区の冠水対策についての質問でございますが、曾田地区を含む竹貞分区の浸水対策につきましては、貯留施設の整備や水路改修、ポンプ場の整備を組み合わせ実施することとし、早期に事業効果が発揮できるよう、上流から順次整備していく方針としております。この方針に基づき、まずは曾田貯留施設を整備し、次にポンプ場までの水路を改修した上で、最後に竹貞第２ポンプ場を整備する流れで、曾田地区一帯の浸水対策を講じます。現在、曾田貯留施設の整備に向けて、東広島バイパス側道路の管理者と占用協議を進めており、令和７年度も協議を継続する見通しではございま

すが、協議が整い次第、実施設計に着手してまいりたいと考えております。引き続き、事業の早期完成を目指して取り組むとともに、竹貞第2暫定ポンプの増設による排水処理能力の増強を図り、浸水被害の軽減に努めてまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）踏切の手前の道路改良の件、これ連立が来るのが分かってやりましょって答弁されましたよね。そのために必ず道路を拓げなきゃならないと言ったのは私のほうじゃなくて執行部のほうですよ。それなのに今になって動かない、JRがやるからしない。それならばJRとしっかり協議をして、どこまで整備しなきゃならないかというのはしっかりと明確にすべきじゃないんですか。それについてどうですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）議員さんおっしゃられるように、今、2か所の拡幅工事が終わって、一旦ストップしたような形になっております。町長答弁にございましたように、現在、広島市東部地区連続立体交差事業の詳細設計、この中でどこに、先ほどの町道1号線と都市計画道路がまたいで町道2号線につながる接続道路をつけるのかというところについても、今、詳細に協議しているところでございます。工事着手が令和9年度と伺っておりますので、来年度、再来年のうちにはその詳細が見えてくる、これに合わせて町のほうのスケジュールも詳細に検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）要は、山の手線が本来は平面交差の予定が、高架での交差になったことによる影響ですよ。しかしながら、それはあくまで、踏切のそばじゃないですよ。踏切のそばは道路改良できるんでしょう。おっしゃる意味は分かりますよ。いや、踏切自体をやれと言っとるんじゃないんですが、踏切は最終的にJRがやるようになると思うんですけども、踏切の手前まではできますよね。それをずっと止めているが、それは何ですか。それともやられているのかやられないのか、やられているのであればどういう方向で、やりますって言った以上、それなりに遅れるなら遅れますよというものが必要じゃないんですか。これまた、町長に嫌み言うようになりますけれども、説明というものが必要な、その説明が常に足りないんじゃないんですかって、今までずっと言われてきて、だから、その辺のことをもう何年停滞していますか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）今おっしゃられる踏切の部分の近くにつきましては、やはりこの連

続立体交差事業とのとりあいがございますので、その付近を外してということはあると思います。今おっしゃられる、先ほどの山の手線も確かに影響するんですが、こちらの元役場に近い方で一部整備しているところの付近にも、ＪＲの下をくぐる接続道路を造る計画を今ＪＲと広島県さんのほうで詳細設計をされているところでございます。この位置とか、どういうふうにタッチするのかという詳細な設計ができないと、その部分ができないというところもありますので、そこらのやっぱり詳細設計が完了してから、要するにこの形でいきますよというのが確定してから、町のほうもそういったスケジュールを立てたい。おっしゃられるように、地元の方からはいつになるんやとかというのは結構言われておるところでございますが、町としてははっきりとしたことは言えないので、そういうところ、はっきりした時点で地元の方にも詳細の説明をしていきたいと考えております。いつやったのかと言われたところでございますが、令和３年度の先ほどの役場に近いほうの歩道の整備が最後のものになります。

○議長（桑原）宗像議員。

○１０番（宗像）一つ聞いていいですか。連続立体交差事業で呉線の下、これが平面部になったときには道路改良全て連続立体交差事業の中で事業を進捗していただけるんですか。多分、ＪＲの部分の中については、でも、下側の分まで平面部まで、連続立体交差事業で整備する計画になっとるんですか。今の話だと、実施設計をやられている、その下の部分もやっているとおっしゃられているんですが、それも全部なっているんですね、今の言い方だと。そういうふうに取りませんが、そうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）今回対象となる踏切は瀬野川東踏切といって、呉線のところの踏切を今議員さんは言われているんだと思います。先ほど来、建設課長が言っていたのは、中店踏切のこともちょっと意味を含んで答弁をしていたので擦れ違いがあるのかなと思うのでここで修正といいますか、改めて説明をさせていただこうと思います。まず、東踏切、呉線のほうの踏切については高架化された後の下の部分の道路は町道でございますので、それを連立の関連事業の中でやるのか、高架化の後、スペースが空いたところに町が道路整備をするのか、そのちょっと取決めというのはまだ詰まっておりません。詳細設計がこれから詰まる中で、県と調整をして県の役割分担と町の役割分担というのが明確になってこようかと思います。先ほど来、建設課長が言っていたのは、中店踏切が令和元年の今の事業認可のことで、踏切が廃止されて、なおかつ、高架化もされない

ので、要は通行止めになるという今状況でございます。ですので、町道2号線が今の中店橋のところで行き止まりになってしまうので、それじゃあ便利が悪いということで町道1号線、中筋のほうに、中筋といいますか、織田スクのほうに行けるように、鉄道の高架化で高架下の下を通れる道路を県のほうは計画をされておるんですが、その位置がどの位置になるかというのが、高架化の構造とスパン割によって変わってくるので、まだ明確に示されていない。ですので、その部分について町が買収をしてしまうと、要は、連立の事業で本来買収すべきものを町が買収したということになるので、ちょっとあまり町としては得はしないので、その辺がはっきりするまで待って、役割分担を明確にして買収を進めていきたいという考えでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）その分は課長の説明で理解できた。この答弁にも書いてあるじゃないですか。その話をしているんじゃないですよ、私は。踏切の周りをどうするんか、今やっているのは少なくとも踏切側に延伸する必要があるんじゃないか。連続立体交差事業が終わった場合にはどっちにしろあの道路は平面交差できちんとした道路、少なくともその向こうが中窪線かな、中窪線だったと思いますが、あつちは16メートルで来ているのに、こっちが四、五メートルで通すいうわけにいかないですよ。たら、その前後は必ず町がやるようになるはずですよ。その前後の部分、連立の区域じゃない部分についてぐらいは進めるべきじゃないんですか。そうすればたちまち、今の困っている踏切を、左岸側の踏切よりもこっちのほうが通行量が多いんですから、その辺の踏切を少しでも不便のないような形にすべきじゃないんですかという意味でこの質問を出しとるんですよ。だから、あなたがおっしゃられているように、町道1号線が突き当たりになる、それを迂回するための道路を造る計画に入っているくらい、私も知っていますよ。もともと歩道しか造らん予定だった、今回車道も造らにゃいけないということで、その位置が分からない、それは理解する。でも、そうじゃなくて、そこから向こうの話をしているんですよ。だからおっしゃるとおり、もっと早めに分かるんじゃないんですか。少なくとも実施設計に入っとるんであれば。当然、平面部をどの程度どこまで県がやるかというぐらいまでは早めに詰めて、話をいつでもできる体制を取らなきゃいけないんじゃないんですか。少しでもやると言った以上は、1歩でも2歩でも前へ進めていくのが執行部の仕事じゃないかと思うんですが、その辺についてどうですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）失礼しました。ちょっと皆さんがうまく理解できてないかなと思うことで、あえて説明をさせていただいたんですけれども、それはちょっと蛇足だったということで、そこは申し訳ありませんでした。この道路自体は議員さんが言われるように、歩行者や自転車が多いので歩道整備が必要ということで事業に着手した経緯がございます。今おっしゃられる部分、東踏切の前後について早期にすべきではないかということなんですけれども、なかなか用地の取得はないんですけれども、物件移転という部分でなかなか御協力がいただけないところもあって、ある程度の一定区間を確保しないと付け替えのスロープであるとか、そういうところの整備が難しいという点もございまして、なかなか進捗が図れないという現状もございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）要は、相手がおって相手がうまいこといかないから進んでないということとで理解していいんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）一部そういうところがございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）そことの交渉、申し訳ない、この3年間、もう3年、4年かな、経つとるその中でどの程度やってこられたのか、ちょっとこの説明をお願いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）すみません、交渉のことなのでちょっと詳しい話は難しいんですけれども、令和3年度の工事の際にお話をさせていただいておるんですけども、諸般の事情、今の相手方の御事情があって、しばらく交渉のほうは避けていただきたいというところがございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ということは、それ以後、何もしてないということとで理解していいんですね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）そのとおりでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）こういう事業というのは、足で運んで幾らじゃないんですか。足を使って歩いて、交渉して何回も接触することによって初めて前へ進むんじゃないんですか。

だから、やってないんなら、どちらにしろ、しなきゃならん業務の一つです。うまくいけば、その連立とうまく合うんかどうかは別にしても、少なくとも仮線高架が終わるまではあっこの踏切を使わなきゃならない。やっぱり、10年以上のまだ期間があるんで、できる限り早くして、執行部のほうもこれやりましょうということで始めたんですから、やっぱりきちんとその部分、踏切の分だけでも、その手前まで拡張とは言いませんけれども、踏切の分だけでもできるだけやると言った以上は最後まで一生懸命やる、できないにしても最大限の努力が必要だと思うんですが、努力していただけますかどうか確認させてください。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）議員さんおっしゃられるように、先ほどの交渉相手の方も、3年経ってある程度冷却期間も経ったと思いますので、まずはそういった交渉を進めて、早期に整備が進めるよう努力してまいります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）しっかりと交渉していただいて、皆さんの便が良くなるようにやっていただければなと。手前の部分についてはやむを得ないにしても、少なくとも踏切の近くまではできると思いますので、その辺をしっかりとやっていただきたい。

それから、続いて曾田地区の問題でございます。被害の状況のほうも三迫川から南側地区のほうで、全体的に被害が、冠水の状況が大きいんで、皆さんそちらばかり目がいつているケースがありますけれども、実際には同じような状況で、曾田地区についても、これ曾田地区じゃなくて曾田地区の影響が国信地区にも影響及ぼしとるはずなんです、その辺についてやるべきものでして、やっとなさ上下水道課のほうも動き出して、去年、一昨年度、昨年度、予算を取られて、成果があったのは繰り越して、この6月頃だったかな、上がってきて、候補地3か所挙げられました。これを今からどうやって進めるんですか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）曾田地区の浸水対策につきましては、町長答弁にもございましたとおり、上流部分のまずは貯留施設のほうから整備を進めまして、その後、水路改修による流下能力の向上、そして最終的にはポンプの設置という形で事業を進めていきたいと考えてございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）この尾崎川の問題については、海田町の問題じゃない、海田町も影響を及ぼしているんですけども、実質施工するのは広島県なんで、我々が幾ら踏張ったところで難しいところがあると思います。これは町の事業ですよ。町がやろうとすれば、極端な話をすると、来年度やりますよって言えばできんことはないはず。となれば、どうしても目標年次をしっかりと定める必要があるんですが、その目標年次について定めることを考える気があるかどうか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）目標年次を定めるつもりはあるかどうかという御質問ですけども、現在進めております曾田貯留施設の整備につきましても、貯留施設を埋設する道路の管理者等の占用協議がありますし、水道改良につきましても町道7号線の拡張に伴って、併せて行うという不確定な部分が多ございます。なので、具体的な目標年次を定めることはちょっと難しいんですけども、かなり長期間での整備になる見込みでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）一つの目標を持ってこれをやろうという以上は、最低限、目標を定めてやる必要があるんじゃないんですか。となれば、今すぐせいというわけじゃないですけども、少なくともここまでは何とか頑張りたいなという一つの目標を立てないと、いつまで経ってもさっきの踏切の問題と一緒に思うんですよ。目標なしでやってしまうと、今年も駄目、来年も駄目。やってみよう、やろうという思いが出てこないと思うんです。そういう意味では目標年次を定めることが必要だと思うんですが、これは事務方に聞いても無理があると思うんで、トップとしてそういうものを定める気があるかどうか、そういう思いを持つかどうか、トップの方にお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）今、基本設計の段階で、その中でも、先ほど課長が申し上げましたように、貯留管については東広バイパスの側道部に置くというのを念頭に国と協議しておるんですけども、議員さんも御存じのとおり、側道部って未買収の部分もございます。あれが買収されればそれはそれでまたいろいろな方法というのが、バリエーションが増えてくるので、町としては一日も早い浸水対策の完成というのは念頭にあるんですけども、まだまだ不確定要素が多すぎて、その目標年次というのをお示しするにはちょっと

と精度があまりにも悪すぎますので、その辺で今の段階ではできるだけ早く整備をしたいという、その熱意はお示ししたいと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）それは端末の話ですよね。途中での話ですよね。当面、少なくとも東公民館の周りについては、今の3工法を整備すれば解決しますよ。町道7号線の曾田地区の部分については改良しますよ、改善しますよね。どうなんですか。多分、私は今のポンプ場を造れば、少なくとも、だから、周りから整備して大本をやるんじゃなく、大本からやって周りを整備していくという考え方もあると思うんです。その考え方はできないんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）町長答弁にもございますように、こちらの地区は貯留管、水路の改修、ポンプ場の整備という事業認可の計画になっておりまして、その上流から造ることで、その設計どおりの流下能力だったり、貯留量を整備していくものになりますので、最も事業効率が高いというふうに考えております。議員さん御提案の方法ですと、まず先に一番お金のかかるポンプ場を造るんですけれども、そのポンプ場の能力に見合った水が上流から流れてこないという状況が発生いたしますので、なかなかちょっと事業効率的にはよろしくない。ですので、今の考え方で上流からやっていくという判断をしておるところでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）でも、その間、一部でも改修できるものが全く改良になりませんよね。それはそれでいいとしても、トップとして目標年次を定める気があるかどうかだけ、イエスカノーだけお聞きしたい。目標年次を定めるか、あなたトップじゃないですよね。トップとして目標、そういうものを定める気があるかだけお聞きしたい。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）この浸水対策の事業全体のスケジュール、そして、完成時期の目標年次を定めるかどうかということでございますが、先ほど来、建設部長が御答弁申し上げておりますとおり、まだまだ、事業化をしている段階ではございますが、先行きが不透明な状況でまだまだ不確定な要素が盛りだくさんというところがございますので、現時点で目標年次を定めるという考えは持ち合わせてございません。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）それならばそれとして、それ以上もう言ったって答えてはいただけないと思う。ならば、今何か、基本設計をされているとおっしゃられたと思うんですが、基本設計については実施設計も入る、実際に基本設計はこの部分の基本設計に入っとるんですか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）基本設計の部分につきましては、貯留施設、そして水路改修、ポンプの整備についてどのような形で配置をして、どれぐらいの容量をもたすかという全体的なところの計画をしております、各個別の詳細設計につきましては基本設計後に行うこととしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）もう1点、今回、第1かな、ポンプを増設する。前に私がこれ質問したことなんですが、ポンプ能力上げたらどうですかって言ったら、流下能力が足りないからポンプを増設しても意味がないっておっしゃられたんですが、今回、それでも増設する理由は何ですか。流下能力ないから、ポンプを増設しても意味がない。これまたま、確か昔のポンプは府中町から譲ってもらったもんだと、僕記憶しております。府中町がポンプ入替えするんで、海田町どうかいいうんで、何千万か、2,000万ぐらいかけて整備してそれをつけたという記憶が残っております。その後、またその府中が換えたポンプを次にまた府中町換えるけんいう話が入ってきたんで、それをもらったらどうかという話をしたら、もらっても流下能力がないんだから換える意味がないですって、はっきり断られました。流下能力がないのに、今回増設して増強するというのはどういう意味か、よう理解できないです、また、もう一つ、あそこの関西軽金属から土地の一部を買って、あそこに貯留槽を造ってポンプを増設して排水能力を上げるということで、これは私の職員時代ですが、いう説明をされて用地買収をしたんですが、その後、こういう話をしたら、水路にそれだけの流下能力がないから、何ぼやっても意味がないよ。その割には今回やるんですね。よう意味が分からないんですが。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）今、関西軽金属から買われたというのは竹貞第1ポンプといって、国際学院さんの三迫川と国道2号の挟まれた角っこにあるやつなんですけれども、あそここのところに増設したらどうかという議員さんの提案を受けた際に、そこから上流の国際学院さんの野球グラウンドの裏辺りを通っている水路がもうあれ以上大きくできない

ので、増設しても能力がなかなか発揮できませんという答えをしたというのは聞いております。今回つけるのは竹貞第2 暫定ポンプなので、東公民館の前の交差点にある、地中に埋まっているところにもう1 台ポンプを増強して、要は上流でインターセプトするという計画でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10 番（宗像）理解しました。それともう二、三点。もう一つ、もう1 個皆さん忘れていることがあるんじゃないかなと思うんだ。国信地区から曾田地区に、国信二丁目から国信一丁目に入るのに水路は1 本しか多分ないですよね。僕の記憶に間違ってなかったら、水路が多分1 本しかないはずなんです。これらも逆に言うたら、今回の設計の中に入れて1 本を2 本にするなり拡張するなりするものが必要じゃないんかと思うんですよ。それについては理解しとるか考えておるのか、ちょっと。そうしないと結果、せっかく下が何ぼ良くなってもその流下能力は一つも上がりません。能力が上がらない。それは必要なんじゃないかと思うんですが、それまで考えているんかどうか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）今回の水路の改修については、浸水シミュレーションという、その現況の水路の大きさを確認をして、それをコンピュータ上に再現をして、雨が降ったときにどういうふうに流れるかというのをシミュレートしているんですけども、今、御提案いただいたところについては、今のところ、その能力が足りないという評価が出ていないんですけども、御提案いただいた部分については確認を再度させていただいて、必要があれば、今回の計画の検討の中で盛り込めればと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○10 番（宗像）最後にもう1 点。曾田地区から逆に三迫川南側へ抜ける水路についても、はっきり言って1 か所しかない。もう1 か所は、先ほど言われた第1 ポンプのところが、あれが上市橋のほう、上市じゃなくて、市頭橋のほうまで引っ張ってきて水を捨てるためのところですよ。もう1 本が国際学院高校の横の水路を通して、あれが三迫川の下を通して東小の横に出る水路だと思うんですが、ここに一つポンプをつけても違うんじゃないんですか。今回増設するポンプについても、だけど、そこよりも、例えば逆にあそこへつける手も考えられるんじゃないですか。か、もう1 本あそこへつけるのも一つの考え方だと思うんですが、その辺についてはもう考えとるんかどうか。あそこに、要は、横断するために、水が大分入ってくるはずなんで、当然あそこも検討に、たちまち

暫定でやるのであればそこも検討する必要があるんですが、それについてどうなんかな。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）議員さんがおっしゃられる水路がサイフォンで三迫川を横断して東小学校のほうに行っているというのは存じておるんですけれども、今の下水の考え方は流域って言って、面積ごとにそれがどこに流れて行ってそこでポンプでアップするという考え方なんですけれども、今御提案の箇所には、今の時点では考えてないです。竹貞第2暫定ポンプのところにはもうポンプ井という箱と放流渠ができていますので、そこに新しくポンプを据えるというのが一番効率がいいので、それを考えているんですけれども、今後事業が長期化した際に何らかのまた追加で対策を講じるというときには、一つの方法としては検討したいと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）そういうことも踏まえて、僕が別にこうしろああしろとは言いませんが、一つの考え方として提案しただけであって、もしそういうものができるのであればそういうものをして、少しでも暫定措置をする必要があると思うんですよ。しっかりとその辺も踏まえてやっていただきたいなと。それと、あくまで、これ、曾田地区については、はっきり言って県の事業じゃございません。海田町の事業です。海田町が頑張れば早くこういうことができる、浸水対策ができるはずなんで、しっかりとこれを推進していただきたいということで、私の質問を終わります。

○議長（桑原）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。

まず、水道管の耐震ということについてお尋ねをいたします。先の宮崎県沖の地震において、巨大地震危険注意報が出されて間もない先月の1月13日、21時19分頃となっておりますが、この頃また、マグニチュード6、震度5弱の日向灘沖地震が発生しました。過去に加藤町長の頃から、水道管の耐震化を進めるようにいろいろ言ってきましたが、その回答は対応しているというものでしたが、よくよく追及すると、その対策は計画中有るとのことでありました。以後、幾らか配送水管の耐震化は進んでいると思いますが、現在、その耐震化率、全体的にどれぐらいになっておるのか。また、残存の延長、総延長の残りで耐震化されてない分、その現行の工事予定で進めると、あとどれぐらいかかるんか、何年ぐらいかかるかということでもあります。昨年1月、能登大震災でも水道が出るまでには1年近くというか、現在も出てないところもあるんじゃないか、詳しいこと

は知りませんが、命の水を早急に町民に供給するため、その耐震化を進め、安定した命の水の供給を確保すべきと考えます。そこで本町の、例えば財政調整基金など一時的に流用というか、企業会計である水道企業にそれなりの方法で貸し出し、年間5億とか10億とかいう予定で、工事を緊急に耐震化を進める必要があるのではないかと、このように思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

次に、未利用地の売却ということについてお尋ねをいたします。公有地の未利用や不法に占拠されている所がいろいろあります。この有効利用するため、不法占拠地の回収、また、不必要な里道や廃溝となった水路の民間への払下げ等を行い、町財政の足しにしないか、現在は里道等が町の管理というふうになっておるはずですから、それなりのものは不必要なものが分かるんじゃないかということであります。更には、いわゆる2項道路といわれる後退線、これ、建築の確認書のときであります、その後、そういう後退した部分にブロック等を積んで花壇なりと、私有地として占拠されております。本来はその部分は公衆用道路とすべきところであります。20年ぐらい前になると思いますが、そういうところが、いろいろ町内には800か所ぐらいあるということで、相当前の話ではありますが、現在そのようなものがどのようになっておるのか、先ほども言いましたが、南海トラフ地震等によって災害時の緊急の避難路、そういうものの確保の面からも、言いました後退線を含めた用地を公有地として整備を行うべきと考えます。測量士会、あるいは土地家屋調査士会等に委託して、早急にこのような箇所の解消を図るべきではないか、このように考えますが、町長はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

最後に、工事の未完ということについてお尋ねをいたします。先にも言いましたが、工事に着手するときにはその部分の用地を確保して工事に着手しなさいということで、答弁は今後そのようにしますということで、その後はどうなっておるのか分かりませんが、前町長のときにもろもろ工事の境界云々ということで、配達証明付郵便により工事着手前に官民界の確定を行い、工事に着手をするよう進言しましたが、その後も正確な工事が行われていない。分かりやすく言いますと、特に高岸1号橋であります。少なくとも今私が言っているのは、5年ぐらい前の話であります。工事によりそれまで4トントラックが出入りできた土地が、歩いて入るのも難しい、こういう状態になっております。その後、何らの進捗もございません。工事により河川の護岸を解体し5年間も放置するということは、工事した部分の流失はもちろんのこと、その付近の被害、流失にもつながると思いますが、どうですか。また、工事の手抜きにもこういうことを放置する

と、手抜きにつながるのではないか。この工事について町長はどのように考えておられるかお尋ねをいたします。冒頭も言いましたが、官民界の確定は、特に今言いました高岸1号橋であります。官民界の確定は県工事において行う、当時の担当者の答弁であります。町の工事は強制的に行われました、そういうことでね。その後、その部分をどのようにしましょうかという相談を受けました。いいかげんなことをしとるなということを、町長、言いたいわけではありますが、何を考えているのか私には理解ができません。今後も含めて計画をつくり、地権者に理解が得られるような方法で工事を行ってほしい、このように思いますが、それについて町長はどのようにお考えか。また、今言いました工事箇所の官民界、すなわち町道と民地の境界を県がどうやって決めるのか、どういう権限があつて決めるのか、こういうことをお尋ねをしてみたいと思います。重ねて、そういうことが県の職員ができるのかどうか、こういうことです。このことについて、町長名で、先の町長であります。答弁書が返っております。文書での回答。町長、再度答弁をこれについてお願いします。本当に県職において、町道と官民界の確定ができるのかどうか、何度も言いますけども、それについてお答えをお願いします。更には、先ほども尋ねておりますが、その工事箇所の、後日には五、六年ぐらい要すると、当初から私は強く主張してきたわけであります。既に災害からはもう7年が経っておりますが、いまだにそれが無視され、石積み等解体のまま放置されとる。工事終わってから五、六年になるわけですね。その措置、対策は今後どのようにされるのか、お尋ねをいたします。更には、今後、こういう異常気象等を考えると、作業の未了箇所、その場所を放置するということとはできないと思うんですが、緊急の対策、何か工事策、こういうものを考えておられるのかどうか、重ねて尋ねてみたい。以上であります。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）前田議員の質問に御答弁いたします。

まず、水道管の耐震についての質問でございますが、令和5年度末時点で、全管路の耐震化率は32.7パーセントでございます。このうち基幹管路の耐震化率は53.6パーセントでございます。耐震化未実施の管路の延長距離は61.2キロメートルであり、全ての管路の耐震化が完了するまでに約43年かかる見込みでございます。なお、地方公営企業法によりまして、水道事業の経営は独立採算制となっており、その経営に必要な費用は水道料金収入で賄うことが法の要請でございますため、別会計でございます財政調整基金を管路の耐震化の原資に充てることは考えておりません。水道管の耐震化につきまし

ては、断水被害が大きくなる基幹管路を優先的に取り組んでいるところであり、今後も健全な水道事業を運営する中で計画的に耐震化を進めてまいります。

続きまして、未利用地の売却についての質問でございますが、里道や水路の払下げにつきましては、払下げを希望される方から申請がございましたら、職員が現地を確認し、現に里道等の機能を失っているなど、払下げの条件を満たすものにつきましては売却処分をしているところでございます。また、後退線の公有地整備につきましては、敷地の道路後退は建築基準法に基づく敷地の接道条件等によるもので、一定の道路幅員の確保が災害時の避難や消防活動、安全で良好な市街地の環境の維持のために重要な役割を果たしております。この道路後退部分の保全につきましては、建築物を建築する際に建築確認を受けた建築主に課せられた義務でございまして、当該部分の所有者が代わった場合におきましても、その義務が免除されるものではなく、引き続き、適法な状態が維持されなければならないものです。当然ながら、本町におきましては寄附を受けた道路後退部分につきましては、道路構造の基準に基づき整備を行った上で適切な維持管理に努めてまいったところでございます。こうした中、今般、他市町の状況を調査しましたところ、大半の市町は本町のように道路状に整備されないまま寄附を受けるなどの手法を採用していないことが判明をいたしました。このため、現在、本来の制度の趣旨に鑑みて、道路後退の整備基準の見直しについて検討しているところでございまして、見直し案がまとまり次第、議会の皆様に御報告をしたいと考えております。

続きまして、工事の未完についての質問でございますが、1点目の官民境界の確定等を行い、工事に着手するよう進言された箇所工事につきましては、官民境界が未確定の状況ではございましたが、安全な避難路を早急に整備する必要があったため、相手方に通知をした上で工事に着手し、大型土のうによる河川護岸の復旧工事を行ってございます。今後は官民境界が確定されますと、広島県が砂防事業で護岸等を整備する予定と伺っております。2点目の工事箇所付近の被害流失につきましては、砂防指定地内の護岸の管理者は広島県ではございますが、本町におきましても大雨の際などに護岸の状況を確認するなどして、万が一、被害が発生した際にも速やかに広島県と連携協力できるような態勢を取っているところでございます。3点目の地権者に理解を得られるような方法で工事を行うことにつきましては、広島県と連携して地権者と協議を行い、問題解決に向けて努力してまいりたいと考えております。4点目の町道と民地の境界につきましては、議員御指摘の箇所は広島県が砂防事業を行う上で必要になる境界確認でござい

ますため、広島県において境界立会の調整が行われているものでございます。境界確定に当たりましては、当然ながら当事者である町と地権者間で合意する必要があります。5点目の石積み等解体後の大型土のうで復旧した護岸の措置対策につきましては、先ほど御答弁しましたように、大雨の際などに護岸の状況を確認するなどして、万が一被害が発生した際にも速やかに広島県と連携協力できるような態勢を取っており、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）水道の耐震化ということで再質問をさせていただきますが、神戸淡路の大震災からもう既に30年間か、何ぼになるんかということではありますが、それはいいとして、芦屋市の、そのときにした負債というか、市債というのかね、返済が令和40年、2040年、後、だから20、単純に5年ほど多少の計算は違うとしても、それぐらい、2040年ぐらいまでかかると。ということは、既に30年経つとるから50年経ってもまだ市債の返済が済まないという。そういうような大災害になるようなことがあるわけですから、今、町長は、例えば、うちに余つとるというのか、町民の財産たる財政調整基金が厳格な数字は知りませんが、25億、30億ぐらいあるんじゃないかと思う。そういうものを利用して水道の工事をいち早くやってはどうか。独立会計だからそんなものはやる気はないよと。なおかつ、あと43年もかかると。43年じゃったかな。それはそれでいいとして。ずうっと今まで海田町になって、先ほども出ておりましたが、町政70年、なおかつ、そういう整備が43年もかかると。100年かかってもできんじゃないか。そこに先ほどどなただったですか、ありました、南海トラフ大地震危険情報が70パーセントが80パーセントに見直されたと。大変な事態が想定されとるわけ。だから、先ほども言いました命の水、こういうものの確保のために、今一度考える気はないかどうか。そういう40年もかかるようなもの、少なくとも半分の20年ぐらいでそういう借入れ利子を払うか払わんか、同じ町の財政だから流用してもいいんじゃないかというふうなのが私の考えですが、法的にできないというならまた話は別だが、貸出しだからできんことはないと思うんだけど、その辺はそういう法律的なことも含めてどうなのか、再度確認してみたい。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）町長答弁の繰返しになりますけれども、地方公営企業法によっては水道事業の経営は独立採算制を原則としております。したがって、その経営に際して必要な費用については水道料金で賄うことが法の要請であると考えておりますの

で、別会計の財政調整基金をこの原資に充てるということは考えておりません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、そこら、間違っちゃいけませんよ。考えておらんというなら、分かりやすく言うのとやる気はない。こういうことだが、そうじゃなくして、流用してでもできるんじゃないか、法的にどうなのか、駄目だと言われれば別なんです。可能ならそれをちょっといち早くやって、それなりの、独立企業だということは最初から言うてるんですよ。下水道もこの度独立企業になったわけです。だから、早くやりなさいと。上水はできたけども、下水もこれまた壊れて使用できない。どっかで八潮市だったかな、埼玉県、今大変な事態が起きとる。ところが、本町の場合は幸か不幸か、私の知る範囲では下水道の管の大きいやつは恐らく600か800ぐらいであろうと思うが、月見、つくもの辺りは知りませんが、ついでじゃけ聞いてみるが、つくもの辺りの下水管の関係はどれぐらいあるのか知りませんがね、今回の八潮市の場合は4.75だというんですが、そういうので、とにかく今言うたのはたちまちは上水の話ですが、まず繰返しますが、そういう財調の流用というか、借入れ、まず法的に駄目だと言われるんなら2度、3度言うてもしょうがないが、独立企業だから借り入れて返せばいい、返済すればいい、多少の利子を払ったとしても。再度答弁願いたい。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）制度上としましては、一定の基準、制約がございますけれども、歳出予算として水道事業会計のほうに繰出金として措置して、その財源として歳入のほうで、財政調整基金を持ってくるというそのこと自体は可能でございます。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）下水道管の管径ということでございますけれども、今回、埼玉県で起っている事故は各市町の下水を集めて、最後、浄化センターに送るために県が布設しているものになるんですけれども、海田町の場合、その流域下水というんですけれども、県が管理している下水の本管の一番大きいところで1,350、海田町が管理している範囲でいきますと、最大が450でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）繰返しになりますが、そういうふうには過去には一般会計から繰り入れて、独り立ちするまで上水、支援してきた。下水道工事においても同じこと。だから、財調よけいあるからおまえとこはいい町だね、裕福だね、言われるのもいいかも分かりませ

んが、逆な言い方すると、町長、何もしないよ。だから、金が余っとるんだという言い方もあるかも分かん。だから、どんどんそういうものを利用してライフラインというのか、今ありました下水道にしても耐用年数が50年だと、上水の耐用年数は何年になるか、まだ43年もかかるということだが、例えば、今日明日昨日やった上水管、それはいろいろあるよ、送水管やら配水管やらとあるわけだが、給水管、そしていろいろあるわけだがね。そんなものはどうでもいい。総括して一般的に耐用年数はどれぐらいなのかと。だから、言いたいことは今から四十何年もかかる。更に、今までやったそういう布設管が20年、30年かかると。例えばですよ、下水のように耐用年数が50年だと言われると、70年から20年オーバーするわけよ。数字はいいかげんな数字だけどね。その辺のことについて承知しておるんであったら、今言ったようにそういう一般財源から借り入れてでも、早急に進めるべきじゃないかというふうに思うがどうか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）水道管の耐用年数につきましては、ただいま60年を設定して、60年を迎える前に更新を進めているところでございます。

○議長（桑原）答えが出てないじゃろう。どうかって聞きよる。

○上下水道課長（吉川）60年でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そうすると、今できた耐震化率は約半分、53パーセントだと、こういうことだが、管路のあれが61キロだと。こましい計算は別にして、毎年、1キロやって、ようやく耐用年数に追いついておるというか、実際は今、毎年1キロの水道管の布設替え、実際はやってないと思うわけよ。そうすると、先ほど言いましたように、70年、80年かかって耐用年数がオーバーすることになるわけよな。だから、そういうものをローテーションを組むように、61キロあるんなら年間1キロ、60年でローテーションを組むようなやり方をしないと安定した水を供給ができんのじゃないかというふうにわしは考えるんじゃが、その辺は、水道管理者はどう思うか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）水道管の更新につきましては、ただいま行っております基幹管路の更新、これを令和12年度までに耐震化を全て終える予定としております。その後につきましては、60年を迎える前に平準化して更新できるような計画で進めていきたいと考えてございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）再度繰り返しになりますが、先ほどの資産運用課長か何か、ちょっとそこはどうでもいいんじゃないけども、当の水道課として今言うた財調からでも借り入れて、早急にこれを進める、そういう必要があるんじゃないか。というのが、一つは、これももう既に10年、15年ほどになるんだけど、下水道の工事をして今日の予定作業を終了して、埋め戻して、仮復旧アスファルトをやろうじゃないかということで転圧しとったら、五、六メートル、七メートル先で噴水が上がった。これどういうことかい。調べたら、管の継ぎ手、当時昔は鋳鉄管でネジを切って接続しとった。それが下水道管を布設したところの管を、土を転圧したために響いたんじゃないかあろうね、そのネジ切れのところでひび割れがおきて夜の11時頃まで修理にかかった。そういうこともあるんだから、ちょっとぐらい動いてもいいような、先ほど来言うところ耐震について早急にやるべきじゃろうが、当の管理者のほうはどういうふうに考えるか。もう本当の管理者は町長であるがの。どうかいね、その担当課として。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）水道管は浄水場から配水池まで送って、配水池から各家庭に送っておるんですけども、今時点、浄水場とその配水池の耐震化は完了しております。そこから先の部分で今最も重要な基幹管路については重点的に耐震化を進めていって、令和12年度には終わる予定です。水道の管は最初、もとは太いんですけど、それから徐々に細くなっていきますので、できるだけ断水の被害が広がる可能性が高いところから耐震化を図っていって、今計画的に進めていっているんですけども、借り入れてまでやってはどうかということになるんですが、先ほど来ありますように、料金収入によって、要はやっていくことになりますので、誰から借金をしようとも、それは利用者の皆様に御負担をいただくような形になりますので、今の水道事業といたしましてはそういった安定的な給水と利用者様への適切な御負担というそのバランスを取りながら、安定した健全な経営を維持して、同時並行で耐震化を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）まあ、ぐずぐず言うとしてもやる気はない、のんびんたたりんとやりますよと、どうもこういうことにしか聞こえんのじゃけども、早急にやっぱり、町長、指導力として早く安定供給というか、そういうことができる設備を確保すべきじゃないかと、こういうふうに思いますが、それをしっかり検討してください。

その後のこの未利用地、どういうところがあるんか、よく分からんというような答弁にも聞こえたわけですが、私個人はあちこち見つけとるんですが、個人的に私有地として利用しておる人もおられますので、一つ一つは言いませんが、少なくとも建築の後退線、これは言えることは、もう道路に出しますよという意味なんよの、考え方。どのように町長は考えるか知りませんが。でないと家は建てられませんよというのが後退線なんよの。そんだけ土地を出すんなら建築を認めましょう。だから、その部分は道路ですよ。だからその時点で、いつかも言いましたが、ここでは名前は言いませんが、当時のD建設課長、あるときは建設部長になってあるときは課長になって、組織変更で部長さんが課長になったり課長さんが部長になったりしてね。二転三転したことがあるんじゃが。それは組織改革じゃけ、しょうがないんだけども。そのとき、頑として5回も6回も言い合いこした。建築確認は頑として関与しておりませんと言う。しておるじゃないか、後退線がどうかこうとかね、接道が狭いとか。当時、くしくも担当が木村さんだった。あんたじゃないよ。あんたじゃないけども、木村いう名前じゃった。おい、木村君、これどうなんじゃいうて、それはしょうがないんじゃ、わしらも言いようがないんじゃいうて。それでも言いようもない言われればそうじゃが、何のためにここに後退線引くんや、道路にすぐ公有地として登記できんのかいうて。そこなんよ。もう一回繰返しになりますが、後退線部分、いわゆる無番地に登記、そして公道としてやらんと、せつかく、先ほども言いましたが、後退しますよ、2メートル、あるいは1メートル30センチ、こまい話いろいろある。そこへブロック積んで花壇造つとるんよ。何のための後退線だったか分からん。あなたは一級建築士じゃから分かるじゃろうけども、わしは二級でも、それぐらいのことは分かる。どうかい、今の話。

○議長（桑原） 建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊） 今、前田議員がおっしゃられた点について、2項道路により道路後退した部分というのは道路ではないかということなんですけれども、法的にはみなし道路というふうな考え方を持っております。いまだその権利がその建て主にある状態ですけれども、将来的にはその部分が家とかを建てることを制限することによって、将来的にいざ道路整備をしようとしたときに、そういった家が支障にならないように下がっていただくような趣旨のものでありますので、それが町のほうに権利が移らない限りは私有地となりますので、私有地ですから、建築主の維持管理の責任があるということになります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、そのことを言うとするのは、これは道路部分にしますよいうて後退線引いとるんじゃないけの。私有地であるかも分からんが。それを公有地に登記しろというて言うとするんよ。でないと、先ほども言うたように、あなたらは建築確認に関与しませんいうて言うとするわけよ。そうじゃないよ、後退線をしないと図面を受け付けませんよいうとする。だから、後退線をそこに引いて5平米か10平米か知らんよ、こんだけ下がりますからいうたら、ああ、ほんなら受け付けましょう。建築確認に関与しとるじゃないか。D課長さんか部長さんか頑として関与しないんだいうて。関与しとるじゃないか、後退線を引きなさい。ほんじゃ、受け付けましょう。そこらが言われとることが訳分からん。だから、これは公有地としてその時点で登記すべきじゃないか言うとする。それがあなたらの事務が忙しいなら、いつかも言うたけども、あなたらがそれを公有地として登記するんなら法務局が無償で受け付けてくれるわけよ。ただなんよ。だから、それを確実にするために、先ほど言いました土地家屋調査士会とか測量士会とかそういうところに委託してでも、どんどんそうやって、そういう安定道路というのか避難路、そういうものの確保に努めないかと。その答弁がここに、町長、ないわけよ。前の町長にも言うたよ。そこで小学校1年生の教科書を読みよるんじゃないよいうて。答弁するときには、町長答弁にありましたいうて。幼稚園の教科書はこっちが書いとるんじゃ、町長、あんたが書いたんならわしはまだ理解するんよの。担当課でそれ書いとるんだよ。あんたが書いたんならいいよ。ただ、小学校1年生の教科書と一緒にです。咲いた、咲いた、桜が咲いた、きれいだないうて読みよるのと一緒だよと言うたんよ。一つ一つ、一から十まで中に入って分かっとるんじゃないんよ。それも分かってくれいうほうも野暮だろうと思うが。町に鉛筆買います、ボールペン買います、そんなことまでいちいち稟議書を切るとしても、町長が分かっとるわけじゃないじゃない。それは担当課でそれぐらいの権限は職員に与えとるんだろうが、ここの答弁にないのが、今言うた、そういうふうに委託してでも、そういうところを何とかできないのか、どうなのか、そこら。

○議長（桑原）建築営繕室長。

○まちデザイン課建築営繕室長（矢熊）話の前提として整理しておきたいんですけども、建築確認、家を建てるために申請をされたものにつきましては、建築主事である広島県のほうがその建て方が適切かどうかというのを判断して確認済みというのを下ろしております。2項道路に接している建物につきましては、議員のおっしゃるように、道路

後退をして建築可能だというふうに判断されれば、建築確認を下ろすという形になっております。その道路後退した部分が道路として差し出すのが義務ではないかということにつきましては、義務ではありません。いまだに私有地であり、その土地の管理というのは建築主のほうに責任がございます。それと、町の道路整備というのが次に来るものでございまして、町としては、2項道路へ下がった部分につきましては、将来的に道路環境、生活環境を向上させるために道路としていくことが望ましい部分でございまして、ということで、町と地域の方の合意形成を図りまして、将来的に道路整備を図っていく方向になるものと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、そんな言われることは当たり前、分かっどるけど言うどるんよ。分からんで言うどるんじゃないんよ。だから、公有地にそれを登記できないかいうて言うどるわけよ、その時点で。それで、先ほど来言うどるように、建築確認に町は関与しておりませんとこういうて言うどるんよ、町長。おかしいじゃろういうて。後退せにや確認書を受け付けませんいうのに、関与していないと言う。関与しどるじゃないか。だから、建築主事がどうだ、建築主事は確認許可をするだけ。わし、昔、県の、相当昔まだ八丁堀かどっかに県土木があった頃に、県の建築主事とけんかしたことがある。7月に建築確認を出した。建築基準法第7条、どういうて書いとるか、あんたら知っどるじゃろう。期限内に確認できないときは文書でもって通知しなければならないいうて書かれどる。10月になってまだ確認が下りん。ほんで、わしや、あるとこ行ったら、おい、前田ちょっと来いや。行ったら、毎度お世話になってます、ありがとうございますいうて行ったら、毎度ありがとうございますええが、おまえ何ぞ悪いことしとろう。どうしたんですか。10月は不法建築の一斉取締りよ。これ見てみい、おまえのリストが上がっどるやないか。これうちの家じゃ。ほいから、すぐ県土木へ行ったら。どうなっどるんだいうて。建築主事がすぐやかましい言うた。あんたは不法建築やっどるじゃないかいうて言うけえ、ふざけたものの言い方するなど、わしは建築主事に怒った。今言った第7条、期限内に文書でもって通知せにやならん、あんたらの職務怠慢をわしに責任取れいうんか。顔色変わったよの。これこれで、いわゆる手直しの通知が来るわけよ、期限内に確認できないいうの、あんた知っどるうが。その手紙が、はがきが来てないんよ。当然、期限内に確認できる思うて工事着手したと。そしたら、不法建築。ほいで、建築主事にやかましゅう言うた、ふざけるなよ。あんたらの職務怠慢をわしに責任取れいうんかい。な

ぜ、文書で通知しないんだ、はがきで。こうこう悪いからいうて。だから、そういうようなものの一端をあなたらが片棒を担いでいるんだよ。だから、そのついでに、こういう後退線を公有地に、先ほど来言うとするあなたらがやれば、無償で登記できるんだいうて言うとする。長う時間取ってもしょうがないが、今後、そこらをやっぱり、一つずつ今から出たものについても、そうやって公有地化していく必要があるんじゃないかと思うわけよ。それでないと、ここでちょっと議長に怒られるかも分かんが、話は脱線しますが、先ほどの町道認定で、必要のないようなところ公有地として購入して、特定業者に売却する。私も詳しいことは覚えてないが、全部違うとするかも分かんが言いますが、5,000万円以下のものについては議会の承認が要ると、こうなっております。700万円か何ぼかの用地の購入とか売却については、議会に報告か何かが要るようになっておらず。だから、間違うとするかも分かんが、5,000万という数字と700万という数字を、私、どこことなく記憶しとるんじやがの。ついでに分かつとるもんがおったら、それ説明してくれ、誰でもいいが。そういうことができるわけだから。今言うそういう脱線したことまでやるんだから、なぜそういう後退線、道路として出しますよ言うところとところが公有地として登記できないかいうのを、この分はこれで終わるけども、その答弁を求める。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）今の後退線部分の、要は道路で出しますよって言っているのに、そこが町として整備できないかという御質問であるということで答えさせていただきます。まず、そもそもその土地を町として整備するためには、測量をして境界をここまですよって境界を決めて分筆、それから工事とかを通して整備する必要があります。そのときにまず寄附としてその部分はやってきておりますが、寄附に応じていただければまず町としては手が出せません。今言われとところはそういう寄附をいただけないというところで、これまで手がつけられなかったところでございますが、先ほども町長答弁ございましたように、他市町の状況を調査、今年度したところ、大半の市町は各個人で整備したものを、分筆、工事を全部したものを寄附を受ける又は全く寄附を受けない。本町みたいにやっているところは、ごくごく数少ない市町でございました。というところで、今見直しを検討してございますので、過去の分につきましては、それに寄附をいただいたものを整備したものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）なんか率先して、そういう町道の整備とかそういうところに努力しよう

という考えが見られんのよ。だから、そういうふうには建築確認とかに関与しておりません、しておりませんと言いながらしとるから、ついでに、こういうことでこれは道路用地になる部分だから、道路の部分でないと、あんた確認書を受けれんのよ。だから寄附しなさいやというふうにしてやりなさいいうて言うると、分かりやすい言い方をすると。回りくどい言うんじゃない、ずばりの話よ。そういうことをしっかりやりなさいって言うると。それ今後検討しなさいや、そういうのをしての。建築確認出たら、これは道路用地として町に寄附してください、そういうふうに言えば済む話。

それで、先ほど、町長、高岸1号橋という固有名詞も出して言うるとるんだけど、これの付近の状況、町長、把握しとるかどうかな。前の町長にも言うたんよ。一般質問が出たら現地を視察、確認しなさい。これ何を書いてきとるんか。わしには分からんよ。担当課が先ほど言うた、小学校1年生の書いた教科書を私は読みよるだけよ。これじゃ、次元が低いよ。何が言いたいんだ。例えば、先ほどの竹貞ポンプ所、竹貞のポンプ所、どこにあるんか知らんで。例えば、こういうことじゃ駄目だから、竹貞のポンプ所、確かにここへ来るまでグラウンドのへりを100メートルも150メートルもこりゃあ、流下能力ないわ。これ上げるいうたら大変だ。じゃったら町道の下へ公民館の前ね、東公の前、例えば600のヒューム管を埋設して、できるかできんかそんなことは別の話、交番所の向かい側にポンプ所を造ろうじゃないかとかいうふうになっていくと思うんよ。ということで、繰返し聞きますが、こういう質問が出たときに、何点、この度出たか分かりませんが、現地確認したかどうか、今後もある気があるかないか、町長、ちょっとお答え願いたい。

○議長（桑原）町長。

○町長（竹野内）質問が出る度に現地の確認をしているかというお問い合わせというふうには認識しておりますが、質問が出る出ないにかかわらず、町内の工事の事業については、努めて現地を確認するようにしているところでございます。高岸1号橋につきましても、この度ではないですが、町長就任してから既にもう拝見をさせていただいているところでございまして、その状況については、今もなお、まだ変わってないというようなところでございます。町内のいろいろな事業について、やはり現場を見ることで気づきみたいなものもございしますので、今後も引き続いて現場の肌感覚みたいなものも大事にしたいというふうを考えてございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）これの一つは、境界の未確認、こういうのがあるわけよ。その原因はどこにあるか、町長、知っとるかどうか。ちょっとお答え願いたい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）今回の境界の未確定というところは、町長のほうにも当然御報告はさせていただいているんですけれども、もともとの発端は、砂防えん堤の整備に当たって、広島県さんが境界の確認を依頼しようとしたところでございます。ただし、ここではっきりと申し上げておくんですけど、今、未確定と言われている箇所について、町は正式に県から境界立会の確認申請という書類は受けておりません。別件で境界確認をした折に、ついでに事前に見てほしいということで見たものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何かね、知らん人が聞いていったらいい答弁じゃろう思う。この境界がね、町長、当時の建設部長、今言うように、県がここを境界にしましょういうて3者で決めたんですよ。県の河川課と町職と地主と3人で、いいですいうて決めたんよ。そうしたら、役場にも来とると思う、担当課へ。その文書に赤字で書いてきとるよ。これ、確認しとるかどうかが、ついでに聞きたいが。境界については海田町さんからクレームが出とる。この境界じゃ、気に入りませんいうて。その境界を壊したのが海田町なんよ。どうなんか承知しとるかしてないか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）先ほど、境界が確定されているというふうにおっしゃっておりますけれども、繰返し言いますが、確定しておりません。なぜならば、先ほど申し上げましたように、立会申請という事前の書類も出ておりませんし、境界の確定というのは境界確定書という書類にサインをして初めて確定するものですので、そういうものは一切ございません。ですので、事前の確認、という状況でございます。その確認をして、先ほどのもう1回言いますが、別件で境界確認をしておったところをついでに見てほしいと言われたので、見て帰った。帰った後に、担当者と課のほうで協議をした結果、それはちょっと違うんじゃないんですかという意見が出て、それをお伝えしているという状況でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）あたかも当然のような答弁じゃが、おっきな嘘ですよ。確定はしてないんよ。ここにしましょういうて決めたというんよ、3者で。顔を横に振とるがそうじ

やないよ。そこに、できりゃ写真もつけますよ、出しますよ、あるんだから。ここにしましういうて3者で決めたんですよ。ああいうやじも出とる。内容証明、文書で出とる。にもかかわらず、そこに県の、これって比治山行ったらありますよ、赤字で、海田町から不服申立てが出ましたいうて。文書を渡したろう。知らんのか、承知しないんか。だから、嘘の答弁しちやいかんよ、その場限りの。海田町さんがクレームをつけたんですよ。どうなのか、それ、もう一回、正確に言うてくれ。

○議長（桑原） 答えられるんですか。建設部長。

○建設部長（木村） 繰返しになります。写真は何ら境界確定の根拠にはならないと思います。確定書という書類に海田町の判こが押されて初めて確定するものだと思います。不服申立てではなくって、境界というのはそれぞれの所有者さんの意見が一致する場所が初めて境界の確定でございますので、町としてはそこじゃないんじゃないですかという意見を申し上げている状況で、それは境界を確定するに当たって、当然起こり得ることだと思っております。

○議長（桑原） 前田議員。

○14番（前田） 何回も同じこと言うけども、あんたも同じ答弁しかしとらんがね。確定したいうて、ここにしましういうて決めた言うとる。言葉が違うな。ここにしましうで確定した言うとるんじゃない。ここにしましういうて決めた言うとる。それでいいですよっていうて、3者が口頭であるけども同意したんよ。県も河川課が来て、海田町の用地課か何か知らんよ。そうして、ポール立てて写真まで写して、ピンまで打って、そうしましういうて同意したんよ、3者で、同意。その確定のものは、今言うように、ないよ。そこが町長、違うとこじゃが。決めたんよ、ここにしましういうて。後日、海田町から気に入らんいうて、あれはやめてくれ、無視してくれいうて。ほいで、今言うたように、今度、後の石積み、県の管理である河川の石積みを海田町が解体して、5年も6年もやりっ放しになっとるんよ。これ、町長、2回目の予算組んだりするんじゃが、そのときのやりっ放しでいいのかどうか、話はだんだんそれていくけども、ちょっと話そういうふうに交わしていくよ。何ぼ言うても、確定したんじゃない、決めたというとるんよ、ここにします。言葉間違うな。ここにしましういうて決めたんよ。そのために写真まで写しとるんよ、ここにしましういうて。いいですよいうて。何のために写真あるんじゃ、それじゃ、その説明してくれ。写真を、嘘じゃ言うんなら提示するよ。そこまでやる。そしたら、そこに赤い字で、県の広島比治山が海田町から不服申出

があるって、詳しい言葉は分らんけども、海田町がいわゆる変な言い方をすると、因縁つけてきたんだよ。どうなんだ、ここ。県も地主もオーケー言うとする。海田町は気に入らん。何でもか言うたら、橋の工事、強行突破するため。ほんで、後の石積みは知りませんよ、県がやります。町長、県職でもって官民界、町道との境はできんでしょう。ここにも書いとるが。県が砂防工事を行うことは分かっとなる。ほいで、今度は今それを県がやめましよういうて言うとするんです。だから、管理道路どの辺までどうするか知らんが、下水じゃないけども、上流から工事していきましよう言うとする。そこまで我々は耳にしとる。町長、どこまで把握しとるん。だから、これできないんですよ、この管理道路が。県も困っとなる。大型で工事やりましよういうて。5メートル借地買収してやりましよう。現道でやっとなるんよ、4トン車で。どう考えるか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（木村）決めたというのと確定というのがちょっと違うというのが私はちょっとよく分からないんですけれども、町としてはそういった書類がない以上、確定していないというふうに認識をしております。写真を撮られたというのは事実、写真は撮られてたと思います。ただ、先ほど来言っておりますように、本来の境界確認の手続きは、立会申請、境界を確定してくださいねという申請書類が出て、それに応じる形で町が立会をして、それが間違いないということになって初めて境界確定書にサインをする、こういう流れでございます。したがって、先ほど言った何か申立て、因縁をつけたというふうにおっしゃられていますけど、それは全然そうではなくて、町としての意見、主張、町としては境界はここだと思いますという意見を述べさせていただいておるものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何回言うても、部長、一緒だから言わんけども、言わずには済まんよ。確定したということは最初に言葉使うたかも分らんが、ここにしましよういうて決めたと言うんよ。確定したんじゃないよ、町長、言葉難しいよの、日本語は。確定したんじゃないよ。3者でここにしましよういうことでピンを打って写真まで写したわけよ。指差し確認までして、ここで、3者が。同意したわけよ。それで、後日、確定させましよういうことで同意したんだよ。あんた、確定、確定いうて盛んにの、部長、言葉使うが、わしは最初確定したいうて言うたかも分らん、それは間違いよ、決めたんじゃ、ここにしよういうて。その言葉を間違うなよ。そしたら、その位置が気に入らんと言う

たのが海田町なんよ。3者おって2者はオーケー言うとする。海田町が気に入らん言うとする。だから、今後ずっとこれ、しこりになったら、あの道路はつきませんよ。どうするんか知らん。今後、一考することを要求して、どういうふうに対処するのか。それなり  
のしこりははっきり言って大きく残つとると思う。あなたらの代には決着つかんかも分からん。それだけは、ずばり公の場で言うとかよ。だから、今でも、もう一回、繰返しますが、町長しっかり頭に入れてください。確定したと言うとるんじゃないんですよ。ここにしましようと言うて決めたと言うとる。いいですよって同意までしたんですよ。文書があるとかないとかの話じゃない。それがために、ピンを打って、ポール立てて写真まで写して、いいですよという同意までしたわけよ。今から確定の書類作るところ。そこに海田町さんからクレームがついた。言い換えれば、その最高責任者、町長、あなたなんよ。担当はその当時と違うかも分からん、ポジションは。でも、行政は一括して継続しとる以上は責任はあなたなんよ。どうするのか。行政は、いつかも言うたように、3度、5度の方針転換はあるだろう。180度の方向転換は、全ての教育であろうが皆否定するようになるから、180度の方向転換はないんですよ。竹野内町長になって、今までの町長より3度、5度の方針変更はあるだろう。大きくは10度ぐらいはあるかも分からん。例えば、角度で言えば、180度の変更はないですよと言うとる。全部否定するようになるから。それだけ言うときますよ。今回のこの件は、しこりになる可能性、可能性ですよ、決定じゃいうとる、そうじゃないんよ。可能性、そういうふうにしましようって決めたわけよ。決めたもんと確定とはまた、日本語は難しい。そういうことで終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原）これにて一般質問を終結します。

説明員入替えのため暫時休憩をいたします。再開は15時。

~~~~~○~~~~~

午後2時49分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきたいと思います。日程第2から日程第11に至る各案件については、新年度予算に関する条例案及び予算案でございます。各案件について日程順に執行部より説明を受け、予算審査特別委員会に付託する予定で

ございますので、御協力をお願いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第2、第15号議案、海田っ子応援基金条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内） 第15号議案、海田っ子応援基金条例の制定について。ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングにより受けた寄附をその趣旨に沿って活用するため、条例を制定するものでございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長（桑原） 財政経営課長。

○財政経営課長（倉本） それでは、第15号議案、海田っ子応援基金条例の制定について御説明いたします。議案書は18ページ、19ページをお願いいたします。併せて、資料20、海田っ子応援基金条例の概要を提出しております。説明は資料20により行います。資料20を御準備ください。まず、1の要旨でございますが、ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングにより受けた寄附を趣旨に沿って活用するため、この条例を制定するものでございます。次に、2の内容ですが、（1）の積立てについて、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額といたします。（2）の処分につきましては、アの児童生徒の学びの充実に関する事業、それから、イの町立学校教育施設整備に関する事業、それから、ウのア及びイに掲げるもののほか、町長が必要と認める事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるというものでございます。3、施行期日は令和7年4月1日でございます。4、運用については、海田っ子応援寄附金として受納した寄附金を基金に積み立て、翌年度以降、その全部又は一部を処分し、事業の財源に充てることといたします。下の図は運用のイメージでございます。以上でございます。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、第16号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内） 第16号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条

例の制定について。一般職の職員の給与の改定内容を参考に、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び特別職の職員で常勤のものの給料の額を改定するものでございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第16号議案、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。内容につきましては、資料21の概要で説明をさせていただきますが、議案書は19ページから22ページ、新旧対照表を資料22でお配りしております。それでは、資料21をお願いいたします。2の経緯等でございます。非常勤特別職の報酬及び常勤特別職の給料については、平成7年度に改定を行って以来、増減を行っていない状況です。一方で一般職の職員の給料については人事院勧告による国家公務員の取扱いに準拠し、勧告が行われる都度、全国の民間給与の実態に合わせた改定を行ってきました。一般職給料の改定状況につきましては、このページの右側に表でお示しをしております。平成7年度以降、30年分の人事院勧告による給料の改定率を積み上げた場合、5.57パーセントの改定率となりますが、特に令和6年度の改定率が昨今の物価上昇等に伴い、過去に類を見ない大幅な増額改定となっておりますことから、これを参考に非常勤特別職の報酬及び常勤特別職の給料について、一般職の職員給料の改定率2.62パーセントに合わせた増額改定を行うものでございます。次のページをお願いいたします。4の改定額案でございます。改正前後の状況について表でお示しをしております。（1）非常勤特別職につきましては100円から5,800円の間で改定いたします。（2）常勤特別職につきましては、月額で、町長が2万1,500円、副町長が1万8,000円、教育長が1万6,600円の増額改定でございます。施行期日につきましては令和7年4月1日でございます。最後に、その他です。常勤特別職の給料につきましては特別職報酬等審議会へ諮問し、今回の改定案について妥当とする答申をいただいております。また、参考として、予算への影響額を表にお示ししております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第17号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（竹野内）第17号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法を考慮して、職員の給与の改定を行うものでございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、第17号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。内容につきましては、資料23の概要で説明をさせていただきますが、議案書は23ページから32ページ、新旧対照表を資料24でお配りしております。それでは、資料23をお願いいたします。2の令和6年人事院勧告の骨子でございます。俸給につきましては、係長級から本府省課長補佐級の俸給月額を最低水準が引き上げられます。地域手当につきましては、支給地域等が見直され、広島県は5級地4パーセント、広島市は4級地8パーセントとなります。その他、諸手当といたしまして、通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引き上げ、管理職員の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を拡大、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を充実、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給されることとなります。国の改定状況を踏まえまして、3の海田町の改定についてでございます。給料月額につきましては、主任主事から部長級までの給料月額の最低水準を表にお示ししている金額に引き上げます。次のページをお願いいたします。地域手当につきましては、表にお示ししておりますとおり、3パーセントから4パーセントに引き上げ、広島市内にある勤務場所に勤務する職員に対する地域手当の割合を新設いたします。（3）その他といたしまして、ア、通勤手当の支給限度額を1か月当たり15万円に引き上げます。また、イの管理職特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大といたしまして、平日夜間の勤務の支給対象時間帯について、現行午前0時からが対象のところ、午後10時からといたします。次に、ウの扶養手当の見直しといたしまして、表にお示しておりますように、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の額を段階的に1万3,000円まで引き上げます。次に、エといたしまして、定年前再任用短時間勤務職員に対し、他の職員と同様に住居手当を支給することといたします。その他規定の整備を行い、実施時期につきましては令和7年4月1日でございます。なお、地域手当については国家公務員の改定方法に準じて段階的に引き上げることとし、町内に勤務する職員については令和7年度は3パーセントを維持することといたします。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

心に編成してございます。内容につきましては、担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本） それでは、まず、第19号議案から第22号議案までの令和7年度海田町一般会計予算及び各特別会計予算について、資料の35、令和7年度予算の概要により御説明いたします。資料35を御準備ください。まず、4ページをお願いいたします。下段の2、財政規模でございます。会計別予算額として一般会計及び特別会計について、それぞれの令和7年度当初予算額と令和6年度当初予算額及びその比較を記載してございます。次に、6ページをお願いいたします。主要事業の概要でございます。つくろ、新しい海田。住みたい、住み続けたい、帰ってきたいまちの実現に向けて、子育て支援、教育環境、まちづくり、この三つを重点項目としてございます。7ページをお願いいたします。施策体系別主要事業でございます。五つのまちづくりの観点から、次の8ページから20ページまで、それぞれに関連する事業を掲載してございますけれども、ここでの説明は省略させていただきます。なお、新規、継続、拡充の青いアイコンが付されている事業については、資料36の令和7年度予算の主な新規・拡充事業等において個別に内容を記載しております。21ページをお願いいたします。歳入の概要でございます。主なものについて御説明いたします。23ページをお願いいたします。町税については令和7年度予算額が50億2,684万4,000円、対前年比で6.1パーセントの増でございます。次の24ページは、町債でございます。予算額は8億1,050万円、対前年比で78.5パーセントの増でございます。26ページをお願いいたします。地方交付税でございます。予算額は12億6,000万円、対前年比で14.5パーセントの増でございます。36ページをお願いいたします。国庫支出金でございます。予算額は31億3,797万1,000円、対前年比で33.2パーセントの増でございます。次のページ37ページは、県支出金で予算額は12億7,852万2,000円、対前年比で22.2パーセントの増でございます。次に、40ページをお願いいたします。目的別で整理した歳出の概要でございます。主なものについて御説明いたします。41ページを御覧ください。41ページの下の方、総務費でございます。令和7年度予算額は16億4,571万1,000円、対前年比で40.0パーセントの増でございます。42ページをお願いいたします。上が民生費で予算額が60億9,423万円、対前年比で11.4パーセントの増。それから、下の衛生費は予算額10億8,260万4,000円、対前年比で4.4パーセントの増でございます。44ページをお願いいたします。こちらは土木費で、予算額は18億3,489万1,000円、対前年比で17.1パーセントの増でございます。次の45ページは教育費で、予算

額は16億3,033万6,000円、対前年比で43.5パーセントの増でございます。次の46ページは公債費で、予算額は9億7,517万1,000円、対前年比で41.7パーセントの減でございます。次の47ページから54ページまでは、性質別で整理した歳出予算の概要でございます。内容が、先ほど説明いたしました目的別歳出予算と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

続いて、55ページ以降は、各特別会計についての予算概要でございますけれども、内容につきましては記載のとおりで、ここでの説明は省略させていただきたいと存じます。

以上で、第19号議案から第22号議案までの説明を終わります。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）続きまして、第23号議案、令和7年度海田町水道事業会計予算について御説明いたします。資料46、令和7年度水道事業会計予算の概要にしたがいまして、御説明させていただきます。資料46の2ページをお願いいたします。事業収益につきましては5億230万7,000円で、令和6年度予算に比べまして415万円の増となっております。また、事業費用につきましては5億3,342万3,000円で、6年度予算に比べまして623万2,000円の減となっております。以上の結果、令和7年度におきましては、3,111万6,000円の損失を予定しております。次に、3ページをお願いいたします。資本的収入につきましては2億6,070万円で令和6年度予算と比べまして1億5,230万9,000円の増となっております。また、資本的支出につきましては4億7,187万8,000円で、6年度予算と比べまして5,026万円の増となっております。令和7年度は引き続き基幹管路及び浄水場等の監視制御通信設備の更新を進めるとともに、水道管につきましては、老朽化した配水管を長寿命化耐震管で更新してまいります。なお、差引不足額2億1,117万8,000円につきましては、内部資金であります損益勘定留保資金や建設改良債積立金で補填する予定でございます。

続きまして、第23号議案をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしましては、給水戸数は1万4,192戸、年間総配水量は318万立方メートル、1日平均配水量は、8,712立方メートルを予定しております。次に、第3条には収益的収入及び支出、第4条には資本的収入及び支出、第5条には基幹管路更新工事等の財源に充てるための企業債を定めてございます。次に、第6条には一時借入金、第7条には予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条には流用禁止項目、第9条には棚卸資産の購入限度額を定めてございます。以上で、令和7年度海田町水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、第24号議案、令和7年度海田町下水道事業会計予算につきまして、御説明いたします。こちらは資料48、令和7年度下水道事業会計予算の概要にしたがいまして、御説明いたします。資料48の2ページをお願いいたします。事業収益につきましては9億2,471万5,000円で、令和6年度予算に比べまして2,816万4,000円の増となっております。事業費用は9億1,367万5,000円で、令和6年度予算に比べまして、2,870万8,000円の増となっております。以上の結果、令和7年度におきましては、1,104万円の利益を予定してございます。次に、3ページをお願いいたします。続きまして資本的収入でございます。資本的収入は6億3,704万4,000円で、令和6年度予算と比べまして3,140万2,000円の減となっております。また、資本的支出は8億1,020万5,000円で、6年度予算と比べまして7,439万1,000円の増となっております。令和7年度は、雨水につきましては、引き続き昭和雨水幹線整備工事を実施するとともに、竹貞第2暫定ポンプの増強工事に取り組んでまいります。汚水につきましては、山畝地区の污水管整備の実施設計に着手してまいります。なお、差引不足額1億7,316万1,000円につきましては、内部資金でございます損益勘定留保資金等で補填する予定でございます。

続きまして、第24号議案をお願いいたします。2条の業務の予定量といたしましては、処理開始面積は482ヘクタール、年間有収水量は283万2,920立方メートル、1日平均有収水量は7,761立方メートルを予定してございます。次に、3条には収益的収入及び支出、4条には資本的収入及び支出、5条には継続費、第6条には企業債を定めてございます。次に、第7条には一時借入金、第8条には予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条には流用禁止項目、第10条には一般会計からの補助金額を定めてございます。以上で、令和7年度海田町下水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

この際、議長より発議をしたいと思います。第15号議案、海田っ子応援基金条例の制定についてから、第24号議案、令和7年度海田町下水道事業会計予算までの10議案については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本件は議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決します。

この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の皆さんは正副委員長の

暫時休憩します。再開は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 4 6 分 再開

~~~~~○~~~~~

この際、お諮りいたします。予算審査特別委員会の審査のため、２月７日から２月13日までの７日間、休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、２月７日から２月１３日までの７日間、休会とすることに決します。

本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定によりこれにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決します。

なお、次の会議は2月14日午前9時から開会をいたします。本日は大変御苦勞様でした。

午後 3 時 47 分 延会